

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|---|
| 18 | <p>② 施設使用料</p> <p>(エ) 施設使用料の増加策について</p> <p>施設使用料を増やすための方策としては、i. 施設使用料の引き上げ、ii. 未利用施設の利用、及びiii. 会議室等の利用が考えられる。</p> <p>i. 施設使用料の引き上げ</p> <p>業務規程単価の約30%の緩和措置がなされているが、仮に業務規程単価どおり収入できた場合の施設使用料を試算した。平成20年4月1日現在の施設の使用状況が1年間継続すると仮定し計算したところ、年間の施設使用料は748,962千円となり、実際の収入より222,572千円の増収が見込めることとなる。</p> | <p>施設使用料について、平成23年度までの2年間、業務規程単価の約30%の緩和措置を延長することとしたことから、引き上げについては、この間、場内業者の経営状況や市場のあり方に係る協議内容などを踏まえ、検討してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>東日本大震災の影響もあり、場内業者の経営状況が依然厳しい状況が続くことが予想されますので、現在の使用料単価を引き上げることは困難であると考えております。今後の対応について今年度中に結論を出す予定です。</p> <p>また、未利用施設の利用については、複数の事業者と交渉中であり、平成23年末までには、その中のいくつかの事業者の結論が出される予定です。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> |
| 19 | <p>ii. 未利用施設の利用</p> <p>平成20年度末現在、未利用となっている施設がある。これらがすべて利用された場合、業務規程単価であれば年額79,233千円、約30%の緩和措置のなされた単価であっても年額55,858千円の増収が見込めることとなる。未利用施設の利用を進めるためには、既存業者による共同利用の推進が考えられる。また、継続的に新規業者の誘致を行うことも必要であり、そのためには、効果的な情報提供と情報交換が不可欠となる。</p> | <p>既存業者による加工・配送などの機能拡充を促し、未利用施設の利用を促進します。また、継続的に関係機関との情報交換を行うなど、新規入場業者の誘致に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>未利用施設の利用については、市としての東日本大震災被災事業者復興支援策を含め、現在、複数の事業者と協議中です。</p> <p>また、新規事業者の誘致につきましても、岩手県及び盛岡市の企業立地担当部署と連絡を取りながら情報交換を進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 30 | <p>(3)繰入金</p> <p>①一般会計繰入金</p> <p>(ウ) 基準外繰入金が生じないために</p> <p>基準を超えた一般会計繰入金は、基準外繰入となり、一般会計から借入れを行っていることとなる。市場の基準外繰入は、盛岡市の財政そのものの圧迫要因となるほか、基準外繰入が3年連続で生じた場合は、「第8次卸売市場整備基本方針」で定める再編基準の指標の一つに該当し、地方卸売市場への転換等の市場の再編に取組まなければならない。</p> <p>平成17年度以降は基準外繰入は行っていないが、これは、市場跡地の売却益を積み立てている中央卸売市場財政調整基金（以下「基金」）を取り崩しているからである。基金残高が数年で底をつくこととなった場合、基準外の一般会計繰入金による補填が必要となる可能性がある。</p> | <p>市場跡地の売却益を年度末に中央卸売市場財政調整基金として積み立て、各年度の起債償還費用等、歳出の一部に充てるために取崩しを行っていることは、当初から予定されていたものです。今後も市場跡地の早期売却を最優先に、所管換えを行った土地に係る収入の確保、未利用施設の利用促進等による歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや歳出の縮減を行うなど、できる限り基準外の一般会計繰入金が生じないように努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（中央卸売市場業務課）</p> | <p>●未措置</p> <p>建設当初の計画において見込んだ市場跡地の売却益は、その後の土地価格の大幅な下落等に伴い、縮小を余儀なくされました。</p> <p>また、生鮮食料品流通形態の変化等により市場経由率が低下するなど、場内業者の経営も厳しい状況が続き、廃業する事業者が見られます。</p> <p>こういったことに伴い、収入を増加することは著しく困難な状況にあります。</p> <p>23年12月までに、施設管理経費等について再精査を実施し、収支の見直しについて見直しを行い、一般会計からの基準外繰入金による補てんが最小限になるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（中央卸売市場業務課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|---|
| 31 | <p>②基金繰入金</p> <p>(ウ) 基金の枯渇について</p> <p>基金設置後、基金は毎年取崩しが行われている。この状況が続けば、いずれ基金が枯渇することとなる。未売却の市場跡地がこのまま売却できない場合（ケース1）と平成22年度に売却できた場合（ケース2）において、基金が枯渇するまでの年数は以下のとおり想定される。なお、1年あたり取崩額は、平成18年度から平成20年度の3ヵ年平均320,175千円と仮定する。また、売却益見込は、未売却地売却予定額535,435千円からインフラ整備費支出予定額60,851千円を控除した474,583千円と仮定する。</p> <p>想定された枯渇までの年数をみると、ケース1の場合は平成22年度に、ケース2の場合は平成23年度に枯渇することとなる。したがって、市場跡地を早期に売却することのみでは、基金の枯渇は避けられない。市場跡地の早期売却を実現するとともに、他の手段によっても収入を確保していく必要がある。</p> | <p>市場跡地の早期売却を最優先に、所管換えを行った土地に係る収入の確保、未利用施設の利用促進等による収入増加のための方策を検討するとともに、事務事業や歳出の見直しによる歳出予算の縮減に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>市場跡地の売却については、区画割の見直しを行い、その内の約3,000㎡を売却することができました。</p> <p>また、残る区画の早期売却を図り、公共用地所管換分の歳入を確保するなど収入の確保に努めしながら、収支の見直しを見直すことで、随時対応してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|---|
| 39 | <p>③盛岡市中央卸売市場施設管理業務委託</p> <p>(イ) 随意契約の根拠が不明確である</p> <p>当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定として、随意契約によっている。業務課にヒアリングしたところ、当該業務は年度開始日である4月1日から業務を開始しなければならないが、新年度開始前に予算執行の一部である入札手続を執ることができないとのことであった。このことが「契約の性質が競争入札に適しないもの」に該当するとの説明を受けた。</p> <p>しかし、年度開始前に入札手続を執ることができないとしても、市は、経済性、効率性を損なわないようにあらゆる方法を考える必要がある。例えば、4月の業務については、3月までの委託業者に随意契約により委託し、残りの5月～翌3月までの期間の業務を競争入札により、業者を決定する方法や、長期継続契約とする方法が考えられる。</p> | <p>当該業務委託の年度途中開始契約、長期継続契約等による方法について、関係部署の検討結果を踏まえ、可能である場合、平成23年度の契約から競争入札の方式に移行してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>施設管理業務委託につきましては、平成24年度の契約から競争入札方法への移行に向け協議を進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|--|
| 41 | <p>(2)その他の一般管理費</p> <p>①需用費</p> <p>(イ)施設修繕料について(メーター交換)</p> <p>電力メーターや水道メーター、ガスメーター、オイルメーターについては、計量法の適用により、交換期間が定められている。市場では、交換時期をもとに将来の支出額を見積もっているが、財政状況が厳しいことから交換時期に必要な予算が措置できないため、使用に支障がない場合に限り、交換時期を超えて使用している。</p> | <p>各種メーター類については、年次計画に基づく適切な交換に向け予算措置に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>各種メーター類については、平成24年度中の交換に向け予算措置の協議を進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> |
| 43 | <p>4. 市場の経営改革と今後の方向性の検討について</p> <p>第8次卸売市場整備基本方針では中央卸売市場の再編基準として4つの指標を掲げている。平成20年度おける状況は以下のとおりである。青果部では該当項目はないが、水産物部では、4項目中2項目に該当している。基金が枯渇すれば、基準外の一般会計繰入金による補填が必要となることも予想される。そうなると水産物部においては、4項目中3項目が該当することとなり、再編を迫られることとなる。将来においても、水産物部が中央卸売市場であるためには、基準外の一般会計繰入金の発生を回避するように経営改革を進めることが必要となる。基準外の一般会計繰入金の発生を回避するためには、歳入の確保が不可欠となる。現在行われている市場使用料の減免を見直すこと</p> | <p>今年度内に、現在設置している市場活性化ビジョン推進委員会の内部に、場内の経営者等による検討組織を設け、盛岡市中央卸売市場のあり方について1年を目処に方針を定めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>市場のあり方を検討するため、平成22年3月に市場活性化ビジョン推進委員会に市場経営検討部会を発足させ、これまで素案協議等を18回開催いたしました。</p> <p>しかし、検討協議をする際の指針となる国の第9次卸売市場整備基本方針の詳細が本年3月までずれ込んだほか、東日本大震災の発生などにより、検討協議が遅れていますが、今年度内に決定すべく進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>や、大手業者を誘致するなど市場の魅力を高めて取引量を増大させることなどの取り組みが必要である。</p> <p>一方で、地方卸売市場への転換が避けられないのであれば、現在の経営形態を地方卸売市場として相応しい形態に改める必要がある。また、集荷・販売面における他の卸売市場との連携など第8次卸売市場整備基本方針で示された措置についても、その可能性を検討すべきである。さらに、水産物部の地方卸売市場への転換に伴う青果部への影響についても考慮し、経営形態の改善が必要となる。</p> <p>このように、盛岡市中央卸売市場は、経営改革の必要性に迫られている。基金残高が1.4年ないし2.9年で枯渇することや経営改革の実現を考慮すると、検討に残された時間は少ない。今後の盛岡市中央卸売市場の在り方について早急に判断すべきである。</p> | | |
|--|---|--|--|

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 54 | <p>3. 指定管理者制度の趣旨を達成するための盛岡市の考え方, 取組み</p> <p>(1) 指定管理者制度導入に向けた取組み</p> <p>①選定を公募によらない場合の理由について</p> <p>非公募とするかどうかの判断は、公募によった場合のデメリットや非公募の場合のメリットだけで判断するのではなく、公募の場合のメリット、デメリット、非公募の場合のメリット、デメリットをそれぞれ斟酌し判断すべきである。</p> <p>公募が原則であるため、非公募で選定できる施設の要件は限定的に判断されなければならない。非公募で選定できる施設の要件の「3) その他」にある「特に必要と認められる場合」は裁量の余地が大きい。非公募で選定できる施設の要件は限定的に考えるべきである。</p> | <p>非公募と判断するにあたっては、これまでも公募の場合のメリット、デメリット、非公募の場合のメリット、デメリットをそれぞれ斟酌しているところではありますが、公表方法について検討・工夫してまいります。</p> <p>また、非公募で選定できる施設の要件の「特に必要と認められる場合」については、これまでも外部有識者の意見を聴きながら限定的に考えてきたものであり、今後も引続き限定的に考えてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> | <p>○措置済</p> <p>公募によらない事由として、「1) 地域密着型の施設」、「2) 福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先される施設」、「3) その他」の3項目を掲げていますが、そのうち「3) その他」に該当する場合は、審査結果の公表にあたり、「理由」の欄に、メリット・デメリットを明記することといたします。</p> <p>また、非公募とする施設につきましては、自治体経営推進会議の指定管理者部会で意見をいただくこととしており、今後とも、非公募施設がいたずらに拡大することのないよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|--|
| 55 | <p>②公募によらない場合のサービス向上及び効率化の方策について</p> <p>指定管理者の選定を非公募によった場合であっても、指定管理者制度導入を機会に、行政サービスの向上及び効率化に努めることは当然のことである。公募の場合、応募者の競争原理により、行政サービスの向上及び効率化が期待できる。一方、非公募の場合、応募者の競争原理によって行政サービスの向上及び効率化は期待できないのであるから、別途、行政サービスの向上及び効率化の方策を検討する必要がある。例えば、前回の指定管理者選定期間と新しい選定期間で、行政サービス向上及び効率化に向けて、どのような改善が行われるのかといった点を比較するなどの方法が考えられる。</p> | <p>非公募の場合、これまでもサービス向上及び効率化等の観点から、事業計画の審査を行っておりますが、内容が十分かどうかについては検討の余地があることから、22年度中に検討し方針決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> | <p>○措置済</p> <p>非公募施設のサービス向上及び効率化の方策については、事業計画書の様式に、新たに「前回の指定管理期間の取組からの変更点」の記入欄を設け、改善に向けた取組を点検できるようにいたします。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|--|
| 59 | <p>(2) 指定管理者制度の運用</p> <p>②第三者評価の実施者について</p> <p>平成19年度、平成20年度のいずれも、第三者評価実施に応募した団体は1団体であった。このような状況が継続し、第三者評価者が特定されると、第三者評価の適切性を確保する上で問題となる。第三者評価実施の応募が少ない要因の一つとしては、指定管理者制度に対する十分な理解を有する人材、団体が少ないことも考えられる。そこで、指定管理者制度の定着に伴い、市として、適切な第三者評価を行える担い手を広く育成していくことも必要である。</p> <p>③連絡会議について</p> <p>連絡会議を制度化し、各施設の成功事例を積極的に紹介するなど、市と指定管理者との意見交換する場として活用していくことが必要である。</p> <p>また、この連絡会議とは別に、市と指定管理者が施設の管理運営や自主事業について、対等な立場で話し合えるような場を設けることも必要である。</p> | <p>第三者評価の実施団体を募集した際に応募団体が1団体しかなかったことについては、指定管理者制度の周知を図ることによって、企業やNPO等の団体の参入意欲の喚起を図ってまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>連絡会議は、平成18年度以降、年2回をめぐりに開催し、各施設の成功事例の紹介や市と指定管理者との意見交換を行っており、今後も開催してまいります。定期的開催の明文化については検討してまいります。</p> <p>市と指定管理者が対等な立場で話し合える場については、必要に応じて各施設所管課において、定期的に指定管理者との話し合いの場を設けており、今後も、同様に取組んでまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> | <p>○措置済</p> <p>第三者評価への応募者を増やす取組については、ホームページ等の活用や、もりおか市民活動支援室への情報提供などにより、指定管理者制度の周知を含めて取り組んでいるところではありますが、今後とも、様々な機会を捉えて企業やNPO等の団体の参入意欲の喚起を図ってまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>●未措置</p> <p>連絡会議については、平成23年度も開催することとしておりますが、会議のあり方等について、検討を続けております。</p> <p>市と指定管理者が対等な立場で話し合える場については、必要に応じて各施設所管課において、定期的に指定管理者との話し合いの場を設けております。</p> <p>(行政経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|---|
| 60 | <p>④損害賠償に関する市と指定管理者のリスク分担について</p> <p>市は、すべての公の施設について早急に「市民総合賠償補償保険」への加入状況を検証し、付保の内容が十分であるか検討する必要がある。</p> <p>市と指定管理者のリスク分担について仕様書に記載するだけでなく、特に利用者への影響が大きい事項については具体的にどのように担保するか、契約時に双方で協議の上決定しておく必要がある。その際に指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされ、当該保険で付保されているかどうかについて所管課と指定管理者の双方で認識を統一することが必要となる。</p> | <p>早急に各施設の加入状況を調査し、付保の内容が十分かどうか検討し、必要な措置を講じてまいります。</p> <p>また、協定締結時に市と指定管理者とが賠償補償保険についての認識を統一できるよう、必要な措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> | <p>●未措置</p> <p>各施設の加入状況の調査を終え、現在、他都市の事例も参考に、対象となる施設等を整理し、必要な措置について検討しております。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 61 | <p>(3) 今後に向けた課題</p> <p>① 指定管理期間の弾力化について</p> <p>指定期間は、競争の機会の確保や指定管理者のノウハウの蓄積など様々な点を考慮して決定する必要がある。また、施設の特性によって、指定管理者の投資回収期間が異なったり、職員の雇用形態が異なることが考えられる。そこで、指定期間を一概に3年または5年とするのではなく、公の施設の特性や、指定管理者が最も創意工夫や効率化が達成可能となる期間に応じて、指定期間を弾力的に設定できるように、「基本的な考え方」を変更すべきである。</p> <p>② 「基本的な考え方」の再検討について</p> <p>現在の「基本的な考え方」は、指定管理者制度導入時に策定されたこともあって、指定管理者の選定に関することが定められているが、運用についての記載は不十分である。「基本的な考え方」の策定時点と比べると、現在、指定管理者制度の定着に伴い、市にも新たなノウハウの蓄積が進んでいる。また、公の施設や応募者の状況等にも変化がみられる。そこで、現在の状況に合わせて、モニタリングの充実など、特に運営面について、「基本的な考え方」を見直す必要がある。</p> | <p>現在は、新規参入や競争の機会の確保のため、3年または5年の指定期間としておりますが、ご指摘を踏まえ、施設の特性等に応じた指定期間のあり方について、他都市等の事例も研究しながら、検討してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>指定管理者制度の導入以降、運営面での課題等を検討する中で、制度化されたものもあり、これらを「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に盛り込む方向で検討してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> | <p>●未措置</p> <p>施設の特性等に応じた指定期間のあり方について、他都市等の事例を収集し、検討しております。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>○措置済</p> <p>上限額の設定等、制度化されてきたものについて、今年度に予定しています「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の改訂に盛り込んでまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 63 | <p>4. 生涯学習課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>①非公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>市が非公募理由として掲げている事項は、いずれも、非公募とする合理的な理由とはいえない。次期の指定管理者の選定にあたっては、公募とすべきである</p> | <p>次期の選定に向けて、住民サービスの向上と芸術文化振興という観点で検証した上で、選定方法を検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p> | <p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年度中に検証を行い、選定方法について結論をだすこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p> |
| 65 | <p>②公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>公募の原則を全うするためには、形式的に公募手続を踏むだけではなく、応募しにくい状況等がないか実質的に検討することも必要である。新規指定時に応募した法人が、再指定時に応募してこない背景について把握し、以後の公募手続きに役立てていくことが望まれる。</p> | <p>公募による選定にあたっては、応募を予定する団体に対しヒアリングを行うなど、応募しにくい状況等がないかどうか分析し、役立ててまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p> | <p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年度中に応募しにくい状況等がないか分析を行うこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|---|
| 70 | <p>⑤財団本部の入居に係る共通管理費について（市側の問題点）</p> <p>指定管理料は公の施設の管理運営業務のための費用であるから、指定管理者の運営のための費用に充当されることは目的外の支出となる。</p> <p>財団が指定管理業務以外の本部機能のために使用している部分に係る共通管理費は、指定管理料から除外すべきである。</p> | <p>財団本部の入居に係る共通管理費については、本部機能に使用する分を面積により按分し、指定管理料から減ずるよう、財団と協議してまいります。</p> <p>（生涯学習課）</p> | <p>●未措置</p> <p>面積の按分の方法など、具体的な内容について、財団と協議を開始しました。</p> <p>（生涯学習課）</p> |
| 71 | <p>⑥事業費の補助について（市側の問題点）</p> <p>指定管理者選定時点で仕様書に、補助の要件を明示する必要がある。</p> | <p>次期指定管理者の選定にあたっては、仕様書に補助の要件を明示いたします。</p> <p>（生涯学習課）</p> | <p>○措置済</p> <p>次期指定管理者の選定となる平成25年の選定時点において、仕様書に補助の要件を明示することとしました。</p> <p>（生涯学習課）</p> |
| 72 | <p>⑦コスト面のモニタリングについて（市側の問題点）</p> <p>制度の趣旨が住民サービスの向上や管理運営の効率化にあることや民間事業者の月次報告には損益の状況が不可欠であることを考慮すると、指定管理者からの毎月の報告には、月次の収支報告を含めるべきである。</p> <p>また、財団では、施設ごと・事業ごと・企画ごとの収支も把握しているとのことであり、これらも市への報告内容に含める必要がある。特に第三者評価が施設ごとに行われていることとの整合性から、施設ごとの収支状況については市民に開示すべきである。</p> | <p>コスト面のモニタリングについては、基本協定に基く毎月の事業報告書に関して、財団と協議の上、収支状況についての定期的な報告を提出させるとともに、財団のホームページ等で施設ごとの収支状況等についても可能な限り開示するよう指導してまいります。</p> <p>（生涯学習課）</p> | <p>○措置済</p> <p>財団から半期毎の定期報告をうけることとしました。</p> <p>また、施設ごとの収支状況については、平成22年度実績から財団ホームページにおいて開示しております。</p> <p>（生涯学習課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 73 | <p>⑧指定管理者制度導入によるコスト削減効果について（市側の問題点）</p> <p>指定管理制度導入を契機に，市は，指定管理料の設定にあたって，適切な原価計算により算定を行う必要がある。</p> <p>また，財団としても，コスト分析を実施し，削減可能な費用の検討を行うなど，主体的に効率化に取り組む必要がある。</p> <p>事業に従事する職員が，主に身分の不安定な非常勤となっている実態は，長期的な人材育成からも改善を要する。</p> | <p>財団に対しては，コスト分析などを実施し，より一層の効率化を図るよう指導してまいります。</p> <p>また，事業に従事する職員については，財団と協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p> | <p>○措置済</p> <p>財団にコスト分析を実施し，削減可能な費用の検討を行うよう要請しました。</p> <p>また，事業に従事する職員については，指定管理者制度のもと，長期的な人材育成は困難であるが，研修の充実や適材適所の配置に努める旨報告を受けております。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 77 | <p>③外郭団体としての経営改善について（市側の問題点）</p> <p>今後、市の財政が厳しさを増し、補助金の削減という事態に立ち至った場合、財団の運営が成り立たず、現在、実施されている自主事業の継続も困難となるおそれがある。そこで、財団が自ら、自主事業の拡充等により、財政的基板の強化に努めるとともに、市としても、財団の財政的自立を志向することが期待される。</p> | <p>財団において、財政的基盤の強化に努め、財政的自立を志向するように求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p> | <p>○措置済</p> <p>財団から、各種助成金等の積極的な導入等、工夫、改善に努め財政基盤の強化に努める旨、報告を受けました。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p> |
| 81 | <p>5. スポーツ振興室</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>②施設のグルーピングについて（市側の問題点）</p> <p>第1回指定管理期間の選定では複数の申請があったにもかかわらず、第2回指定管理期間では、申請者が1法人しかなく、このことは指定管理者制度導入による住民サービス向上や効率化の機会を失っていることを意味している。</p> <p>指定管理者制度導入の目的は、複数事業者の競争、民間事業者のノウハウの活用によって初めて達成されるものである。そのためには最も民間事業者が参入しやすい形で公募を行うべきであり、決して民間事業者の参入を阻害するようなグルーピングとなってはならない。次回の公募では、グルーピングの方法を見直すべきである。</p> | <p>申請者が1団体となった理由を検証したうえで、サービス向上や効率化の観点からグルーピングの見直しを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> | <p>●未措置</p> <p>グルーピングの見直しについては、現在検討中であります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 85 | <p>③審査員の独立性について（市側の問題点）</p> <p>審査員の選出にあたっては、外観的独立性が保持されているか慎重に検討する必要であり、次期指定管理選定の時期までに改善が望まれる。</p> <p>なお、審査員の選出にあたっては、「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」が定められている。この方針において、審査員の独立性に関する要件については、「指定管理者への申請を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者には、審査員は委嘱しない。」と規定されている。当該規定では、今回の事案については対応できない。規定の見直しについて検討が必要である。</p> | <p>今回のような事例に対応するため、「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」の見直しも含め、規定の厳格な適用がなされるよう、措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> | <p>●未措置</p> <p>「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」の見直しについては、他都市の事例や関係課の状況を聴取しながら、要件の適用範囲を検討しております。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 87 | <p>②指定管理者制度導入によるコスト削減効果について（市側の問題点）</p> <p>体育協会が指定管理者になっている体育施設に関する市のコスト削減効果は約0.6%（b/a）と計算され、指定管理者制度導入によるコスト削減効果は非常に乏しい。指定管理者選定に関連するコストなど、制度導入に関連して新たに発生するコストを考えると削減効果はさらに小さくなる可能性がある。市と指定管理者は、今後より一層のコスト削減を達成するための努力が必要である。</p> | <p>今後、より一層のコスト削減意識を高めるとともに、指定管理者と協議し、その方策について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> | <p>●未措置</p> <p>コストの中でも大きな割合を占める燃料費については、変動する単価を適切に把握しながら算定を見直すほか、設定温度の見直し等により節減に努めております。</p> <p>また、その他の経費についても購入物品の数量等の見直しにより経費節減に努めているところでありますが、引き続き指定管理者と協議しながら、コスト削減についての方策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|--|
| 88 | <p>③事業の実施に必要な備品の購入計画について（市側の問題点）</p> <p>事業を実施するうえで施設に備えられているべき備品についてまで指定管理者に帰属するものとされていると、次期指定管理期間において指定管理者が交代した場合に、新たな指定管理者がそのままでは事業を継続できず、新規投資が必要となる。また、市が税金を投下して取得した資産を使用することによって得た利用料収入を財源として、廃棄資産の代替資産を取得した場合にも所有権が指定管理者に帰属するというのは理解しがたい。</p> <p>基本協定書で合意された処理ではあるが、事業の実施に必要な設備・備品については、資産の廃棄状況も踏まえ、取得を予算の積算に含めるように指導していくことが望まれる。</p> | <p>備品の帰属に関しては、これまでも連絡会議等の場で指定管理者と協議してきたところですが、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> <p>既に廃棄された資産等の整備については、指定管理料での予算措置により計画的に配備できるよう協議しながら対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> | <p>●未措置</p> <p>備品の帰属については、事業実施にあたり、施設に備えられているべき物品を整理し、指定管理者の交代によって支障が生じることがないように、あらためて、各施設所管課に周知します。</p> <p>また、備品の取得については、他都市の事例も参考にしながら検討しております。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> <p>●未措置</p> <p>既に廃棄された資産等の整備については、指定管理料での予算措置により計画的に配備できるよう協議しております。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|--|
| 89 | <p>④公共施設予約・案内システムの開発費の負担について（市側の問題点）</p> <p>空き情報等の確認，施設予約のインターネット対応が住民サービスの向上に必須であることを考えると，このような施設のインフラ部分は，指定管理者ではなく，市が責任を持って整備すべきである。市と指定管理者である体育協会との役割分担を，施設のインフラ整備に係る部分と運営に係る部分とから見直す必要がある。</p> <p>なお，第2次盛岡市情報化基本計画によれば，スポーツ施設を含む公共施設全般に対する新施設予約システムの構築が開始されることになっているが，現在のシステムとの関係を整理することが必要である。</p> | <p>公共施設予約・案内システムについて，第三次盛岡市情報化基本計画を推進する中で，市と指定管理者との適切な役割分担の観点から検証を行い，その結果により見直しを行います。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> | <p>●未措置</p> <p>公共施設予約・案内システムについて，現在，市と指定管理者との適切な役割分担の観点から検証を進めておりますが，スポーツ施設を含む公共施設全般に対する新施設予約システムの構築については，市が構築する必要があると存じますので，市のシステムとして運用するよう見直しを図ってまいります。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|---|
| 90 | <p>(4) 指定管理者について</p> <p>① 管理費の按分計算について（指定管理者側の問題点）</p> <p>現在、体育協会において、補助金要望時、また決算時においても管理費をスポーツ振興事業と指定管理業務とに按分する計算は実施されていない。このことは、本来指定管理料で賄うべき管理費について、補助金が財源となっていることを意味する。補助金が不当に高く算定されている可能性があるほか、指定管理料が不当に低く計算された結果、民間事業者の参入を阻む要因になっている可能性がある。</p> <p>補助金及び指定管理料の額を適切に計算するためにも、体育協会において、管理費については業務従事割合等を用いた適切な按分計算を実施することが必要である。</p> | <p>管理費におけるスポーツ振興事業と指定管理業務の業務従事割合については、事務局職員個々の業務内容を詳細に分析し、適切な按分計算を実施するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> | <p>●未措置</p> <p>按分計算については、実施について指導し、概算の経費は示されているものの、協定期間内での事業計画により業務を進めていることもあり、単年度の結果だけで全体の把握を行うことは困難であることから、引き続き按分計算の実施・精査を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|---|
| 95 | <p>6. 観光課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>①指定管理者への申請が1団体であったことについて (市側の問題点)</p> <p>指定管理者制度の趣旨は、民間事業者のノウハウを用いることで、弾力性や柔軟性のある施設の管理・運営を行うことを可能とすることである。その趣旨に鑑みると、より多くの団体が指定管理者の申請を行い、競争性を発揮することで、効率化や住民サービス向上を図る工夫を実現することが重要となる。</p> <p>指定管理者の申請が1団体のみであったということは、指定管理者制度導入による効率化や住民サービス向上の機会を失っていることを意味している。</p> <p>そこで、より多くの申請を受けるためには、民間事業者が最も参入しやすい形で募集を行うべきであり、性質の異なる盛岡観光文化交流センターともしおか啄木・賢治青春館とは、別個に指定管理者を募集するように改善すべきである。</p> | <p>申請が1団体となった理由を検証したうえで、指定管理者を別個に募集するかも含めて効率化やサービスの向上につながるような公募の方法を検討してまいります。</p> <p>(観光課)</p> | <p>●未措置</p> <p>指定管理者の選定に当たっては、より多くの団体が申請を行うことで競争性が発揮され、効率化やサービスの向上がもたらされることを踏まえ、申請が1団体となった理由の検証と、公募の方法の検討を進めております。</p> <p>(観光課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 96 | <p>(3) 指定管理者に対する市の管理監督について</p> <p>① モニタリングについて（市側の問題点）</p> <p>所管課が指定管理者に対してモニタリングを適切かつ効率的に行うためにも、モニタリング実施の際の手順や留意事項を記載したマニュアルの整備が必要である。</p> <p>また、事業報告書には1年間で実施した事項のみを記載するのではなく、課題となっている事項や次年度の目標を記載すべきである。このような事項を記載することで、モニタリングの評価としての機能が向上し、マネジメントサイクルが機能することで、より良い公の施設の管理運営が可能となる。</p> | <p>指定管理に係るモニタリング手法の確立については、その必要性を認識しており、公表の仕方も含めて検討を行い、平成22年度中に方針を決定いたします。</p> <p>また、事業報告書への記載内容についても併せて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> | <p>○措置済</p> <p>指定管理に係るモニタリング手法については、施設所管課や指定管理者が一堂に会する「指定管理者連絡会議」や外部有識者等で構成される「自治体経営推進会議」等において意見を聴取しながら、制度の構築を進めてきており、平成23年度より実施することとしております。</p> <p>また、モニタリングの結果については、施設に掲示するほか、市のホームページにおいて公表することとし、事業報告書への記載内容につきましても、年間の管理運営を通して生じた課題や得られた成果を盛り込むこととしております。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|---|
| 98 | <p>②仕様書について（市側の問題点）</p> <p>開館日の80%以上の日数で企画展示を行うことを目標とするのであれば、同じ展示物を長期に渡って展示することも、形式的には目標を満たすことになる。指定管理者に求める目標は、より指定管理者の創意工夫を引き出し、その結果、指定管理者の管理運営が中心市街地の活性化や文化振興に寄与した否かが評価できるものでなくてはならない。</p> <p>したがって、仕様書で求める指標は、指定管理者の創意工夫を促すものに変更するべきである。例えば、企画事業の来館者数を何人以上とすることや来館者の増加率、リピーター数を何人以上にする等の目標が考えられる。</p> | <p>指定管理者の創意工夫を引き出すため、どのような目標設定が可能か、次回（平成26年度）の公募に向けて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p> | <p>●未措置</p> <p>指定管理者の創意工夫を引き出すことができるように、目標設定を含め仕様書の内容などの検討を進めております。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 101 | <p>(4) 指定管理者について</p> <p>①収益性向上のための課題について（指定管理者側の問題点）</p> <p>施設の利用料収入は、指定管理者の自己収入となるため、施設の利用料収入の減少は指定管理者にとって団体の存続にも影響を及ぼしかねない問題である。</p> <p>利用料収入の減少を食い止める改善策が緊急に必要である。また、利用者数の減少や利用料収入の減少に合わせて、業務内容を見直し、経費の削減を図る必要がある。</p> <p>指定管理者は、利用者数や利用料収入の減少に対して、賛助会を通して大会の案内にパンフレットを入れる等の宣伝を行い、少しでも多くの人に利用してもらえるように努力している。今後もこのような宣伝を継続して行うなどの対策が必要である。また、市が、施設を利用した場合の減免についても市と協議の上、見直しも検討すべきである。</p> | <p>施設の利用料収入が年々減少していることに対し、現指定管理者は様々な対策を講じておりますが、利用料収入の増加に至っていない現状から、有効な改善策を講じてまいります。また、市として指定管理者に対し、業務内容の見直しと、経費削減を図るよう指導してまいります。</p> <p>(観光課)</p> | <p>●未措置</p> <p>施設の利用者数と利用料収入が減少傾向にあった中で、事業PRなどの対策を講じた結果、平成21年度においては、利用者数と自主事業収入が増加に転じ、収支の改善が図られました。指定管理者に対し、引き続き、利用者の増加に向けた業務内容の見直しや経費の節減などの取組を指導してまいります。</p> <p>(観光課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 104 | <p>7. 公園みどり課 (2) 指定管理者の選定について ① 動物公園運営における役割分担の整理について（市側の問題点）</p> <p>市では、動物公園行政の推進にあたって、市（公園みどり課）と指定管理者（公社）間で、仕様書の他には明確な役割分担は設けられていない。</p> <p>市としては、盛岡市行財政構造改革の中で出資等法人経営評価等を行っており、今後、外郭団体の自主性を求めていくことが想定されている。自主性を求めていく前提としては、市と指定管理者の役割分担が明確になっていることが必要となる。</p> <p>現在、市には、「動物公園開園20周年記念事業実行委員会（以下、委員会）」が設けられており、委員会の中で10年後、20年後の動物公園のあり方を見据えた動物公園に関する様々な議論がなされている。そこで、市と指定管理者の役割分担についても、この委員会の中で議論することが求められる。</p> <p>この議論の中で、外郭団体である公社の自主性を強く求めていくか、それとも今後も市と公社が共に協力して、動物公園行政を進めていくかといった今後の方針を決定する必要がある。</p> | <p>市と指定管理者の役割分担については、動物公園設置の基本方針並びに委員会における今後の動物公園のあり方の議論に基づき、動物公園の管理運営全般から指定管理業務内容まで総体的に精査し、他の公の施設と同様に、指定管理者による自主的な管理運営が図られるよう、市と公社の役割分担を整理してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> | <p>●未措置</p> <p>昨年度設置した「盛岡市動物公園リニューアル活性化懇話会」における検討のなかで方向付けられた将来のあり方に基づいて、市と指定管理者の役割分担を明確にし、市と動物公園公社の協力のもと自主的な管理運営による動物園行政の推進を図るための作業を進めているところです。</p> <p>なお「動物公園の将来に向けた計画」を昨年度中に策定予定でしたが完成には至っておらず年度内を目途に策定の予定です。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 106 | <p>②非公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>非公募で選任を行う場合には、公募によった場合に期待される創意工夫が非公募の場合でも行われるよう、仕様書において、市が指定管理者に期待し、求める要件を明確に記載する必要がある。また、仕様書で明確にした要件については、事後的に検証・評価できるものでなければならない。</p> <p>前述のとおり、市と公社の役割分担を整理する過程で、事業の継続性を重視し、今後も市と公社が共に動物公園行政を担っていくという方針がとられるのであれば、今後は、直営化についても検討する必要がある。</p> <p>一方、公社に自主性を強く求めるという結論に至った場合、市と公社のこれまでの関係から、対象事業以外の市が担うべき事務を、指定管理者に実施させるといったなれ合い関係を解消する必要がある。この場合は、市と指定管理者の役割分担について、仕様書上項目を設定し、明確に記載する必要がある。</p> | <p>動物公園の指定管理者選定においては、他都市の事例を参考にしながら、市と指定管理者の役割分担並びに市が指定管理者に期待する要件を仕様書に明確に記載するとともに、それらの事後的な評価システムを確立するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>上記の役割分担並びに指定管理者に期待する要件について、今年度の仕様書に反映させることはできませんでしたが、その事後評価システムとともに明確な項目設定のための検討を引き続き行っています。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 107 | <p>③利用料金制の導入について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>市側の説明から、当初の想定よりも入園者数が下回り、その結果、収入源が不足することを懸念し、利用料金制導入を見合わせたと考えられる。しかし、収入源の確保については、天候等の悪化など、指定管理者の責任によらない理由によって利用者が一定以上減少した場合、市が補てんを行うといった措置により対応できることから、市の認識は妥当ではない。</p> <p>また、他団体の状況を見ても、長野市茶臼山動物園（指定管理者：財団法人長野市開発公社）や愛媛県とべ動物園（指定管理者：財団法人愛媛県動物園協会）等のように、立地を問わず利用料金制を導入している動物園がある。</p> <p>盛岡市動物公園においても、公社の自主性を高める観点から、創意工夫の結果が経営に反映される利用料金制導入の検討が必要である。</p> | <p>利用料金制の導入については、他団体における導入事例を調査したうえで、変動リスクを考慮した制度設計と公社の財務体質の安定化について検討し、自主的な管理運営による創意工夫が経営に反映されるような制度導入の可能性について、公社とともに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> | <p>●未措置</p> <p>「将来に向けた計画」に盛り込むこととなる事業の収益性や他都市の事例を調査検討するとともに、公社の財務体制も含めて制度の導入の可能性について検討しています。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 110 | <p>②指定管理者の行う物品の維持管理について（指定管理者側の問題点）</p> <p>実査については、物品の所在を確かめるだけでなく、実際に機能が著しく低下しているケースや、故障により実際に使えなくなっている物品の有無を把握する観点から必要である。そこで、物品管理上、定期的な現物実査の実施が求められる。実査の実施にあたっては、まずその実施に向けたルール制定が必要である。</p> <p>また、台帳の作成や実査のルール制定においては、市の財産と公社の財産を明確に区分することも必要である。</p> <p>なお、実査を行うにあたっては、期末に一斉に実査を行うのではなく、実査対象エリアを区分し、複数年で全てのエリアを補完できるようなローテーション方式を導入する等、実務上の負担と有効性・効率性のバランスを考慮する必要があることに留意されたい。</p> | <p>指定管理者の物品管理については、前述の調達・契約事務に関する規則を含めた公社の財務規則を策定するよう指導するとともに、市の備品管理と公社の資産管理の観点から、定期的な現物実査のルール制定を含めた規則を策定するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> | <p>●未措置</p> <p>市と公社の財産区分の明確化とともに市に順ずる規則等の策定について公社との協議を進めております。</p> <p>公社においても、昨年度に備品台帳整備のための内部調査等実施したところですし、管理事務所関係の物品管理状況等の現物実査を7月に実施したところでした。</p> <p>今後ともエリアを区分して実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|---|
| 112 | <p>④指定管理者制度導入によるコスト削減効果について</p> <p>指定管理者制度の趣旨の一つである管理運営の効率化の観点からは、指定管理者制度の導入によって、市からの総支出の削減が期待される。しかし、盛岡市においては、指定管理者制度の導入後も市からの総支出は増加しており、効率化は進んでいない。</p> <p>今後、市の財政状況の厳しさが増していく中で、動物公園運営のための支出にも限界がある。そこで、支出額の増加を抑えるため、市は、その支出の内容を精査し、指定管理料の見直しを行うことが必要である。</p> | <p>指定管理者制度導入によるコスト削減については、市と公社の役割分担の明確化、調達契約事務の改善指導、資産管理のルール化など、管理運営の効率化が図られるよう努めてまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>市と公社の役割分担、今後の事業の収益性、公社の中期経営計画と評価システムに基づくコスト削減と管理運営の効率化について、公社と協議を継続しながら指導しております。</p> <p>(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|--|
| 114 | <p>⑤中期経営計画の達成状況と計画に基づく事業の改善（指定管理者側の問題点）</p> <p>中期経営計画を着実に達成するためにも、事業計画には中期経営計画に基づく数値目標を設定すべきである。</p> <p>また、目標値の達成状況を評価し、目標値と実績値の差異について、その原因を分析し、次年度以降の改善に結びつけるなど、公社においても、マネジメントサイクルの考え方を導入する必要がある。</p> <p>なお、住民への説明責任の観点からも、中期経営計画や中期経営計画に示された目標値の達成状況、さらには目標値達成に向けた改善策は、市のホームページなどをおして、住民に公表する必要がある。</p> | <p>中期経営計画の達成状況については、年次事業計画にも数値目標を設定して評価し、次年度計画の改善に結びつけるとともに、その達成状況や改善策などを住民に公表するよう公社に指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>公社中期経営計画の数値目標の評価に基づいた年次計画の数値目標設定の検討、ホームページを通じた市民への公表について、平成23年度からの実施の予定で準備を進めてまいりましたが実施には至っていませんので、早期に実施できるように公社と協議しながら指導しております。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 115 | <p>(4) 指定管理者について</p> <p>①人材の育成について（市側・指定管理者双方の問題点）</p> <p>今後、公社では、その自主性が求められることに伴い、より一層、高度な専門性が要求される。また、求められる専門性は、動物に関する知識のみならず、動物園運営のプロフェッショナルとしてのノウハウが含まれる。</p> <p>そこで、職員の専門性を高めていくためには、まず公社としての人材育成方針を制定し、職員に求められる能力を明確化する必要がある。研修については、動物園運営のプロフェッショナルとしてのノウハウについても、公立、私立を含めた他動物園や観光産業を営む民間企業との人事交流なども含め、広い視野での職員の専門性向上の機会を設けるべきである。</p> | <p>公社における人材育成は最重要課題であるとの認識に立ち、職員に求められる能力を明確化して、動物園運営のための人材を育成することまで含めた専門的職員の育成について、公社とともに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>当市や他都市の事例に基づいて、動物園運営まで含めた専門的職員の要件を明らかにするとともに、その人材育成についての課題や項目、研修システムなどについて引き続き公社と協議しております。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 115 | <p>②人事管理について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>今後、公社の自主性がより一層求められることに伴い、公社の自主性を反映した人事制度・給与体系の導入も今後の課題である。</p> <p>また、公社では、盛岡市から職員の派遣を受け入れているが、公社の自主性を高める観点から、派遣のあり方や派遣職員の役割を再度検討する必要がある。</p> | <p>公社の人事管理については、経営の観点も含めた検討による自主的な人事制度・給与体系の導入について、公社と意見交換してまいります。</p> <p>なお、市からの派遣職員については、平成22年度からの1名派遣中止に伴い、公社事務局体制の確立を図ることとしていますが、残る1名の兼務職員の役割やあり方も含めて、公社とともに再度検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>措置計画に基づき公社の自主的な人事制度・給与体系、コストの削減など管理運営の効率化について引き続き公社と協議・検討しております。</p> <p>なお、市からの派遣職員については平成22年度から1名派遣を中止したこと、平成23年度からは公社の事務局体制の強化を図ったことなど、その自主性を明確にするよう進めています。</p> <p>さらに、市との兼務職員1名についても今後の公社事務局体制の検討と併せて引き続き協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 116 | <p>③アンケートの有効利用について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>公社では、年度毎にアンケート結果を取りまとめて整理しているほか、自由回答に記載された改善要望については随時確認し、通常業務も改善に役立っている。しかし、アンケート結果は、取りまとめる程度で、月次での推移や属性ごとの回答傾向等の観点からの分析は行われていない。したがって、アンケート実施の取組みは評価できるものの、その有効利用については、十分とは言えない。アンケート結果を、マーケティングの観点で捉え、動物園の運営に活用すべきである。</p> <p>また、今後、動物公園の位置づけが明確していく過程で、市内の学生児童など、来場者以外の者を対象とした意向把握も、マーケティングの観点から必要と考えられるが、現時点では対応していない。潜在的な利用者の来園意欲を喚起するため、他の団体と協力してアンケートを行うなど利用者ニーズの把握に努めるべきである。</p> | <p>公社で行うアンケートの有効利用については、その集計結果に基づく業務改善のための対応方針などを整理し、ホームページ等で公表するとともにマネジメントに反映してまいります。また、市内の生徒児童などの意向調査についても、教育委員会等と協力して把握に努め活用するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>公社アンケートについては、集計整理を行いながら、その対応方針の検討を進めています。対応可能なものは、その都度環境改善しており、また今後の対応となる要望等の有効活用についても整理検討しています。</p> <p>その他の利用者ニーズの把握方法については、「動物公園リニューアル活性化懇話会」の意見の聴取や教育委員会等との協議を進めています。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|---|
| 117 | <p>④公社の収支状況について（指定管理者側の問題点）</p> <p>指定管理者制度導入の趣旨の一つとして、効率化が挙げられる。指定管理者制度が導入される以前の平成17年度の業務委託料と平成18年度以降の指定管理料を比較すると、平成18年度以降の指定管理料は増加している。また、平成18年度から平成20年度にかけて、指定管理料は増加している。</p> <p>一方、支出についても、平成18年度以降の支出合計は、平成17年度と比較すると増加している。また、平成18年度から平成20年度にかけて、支出合計は増加している。</p> <p>現在、収支差額は、概ね均衡しているが、市の財政状況が厳しさを増すなか、今後、指定管理料の増加は期待できない。したがって、今後も支出合計が増加するようであると、収支差額はマイナスとなる。支出額の増加を抑えることを目標に、現在の支出の内容を精査し、より一層の効率化を進める必要がある。</p> <p>さらには、公社の財務構造そのものを見直すことも必要である。収益の大部分を指定管理料に依存している財務構造を改善することが課題であり、例えば、先に述べた、利用料金制の導入や、人件費の見直しなどを検討する必要がある。</p> <p>そのほか、自主事業の積極的な展開を工夫する必要がある。例えば、冬休みの開園により来場者の増加を図ることや、物販や飲食事業を拡大し、収入構造を改善することも検討する必要がある。</p> | <p>公社の収支状況の改善については、管理運営の効率化の観点からも、その均衡を図ることが、市の総支出額増加を抑えることが必要との認識に立ち、経営全般を見据えた検討を行うとともに、利用料金制度や自主事業の展開による入園料等収入の増加、公社における支出内容の精査を行い、公社とともに総合的に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> | <p>●未措置</p> <p>経営全般を見据えた管理運営の効率化を目指して、「将来に向けた計画」と入園料増収や中期経営計画の検討、利用料金制度の導入の可能性の検討、公社財務体質の強化と支出内容の精査など、総合的な協議検討を引き続き公社と進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【意見分】

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 66 | <p>4. 生涯学習課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>③施設のグルーピングについて（市側の問題点）</p> <p>応募方法について、グルーピングの方法など民間事業者がより応募しやすい方法を検討するために、財団も含めた民間事業者にヒアリングを行うべきである。制度の趣旨に照らして、次期の選定に向けて見直しが見られる。</p> | <p>次期指定時の公募に向けて、住民サービスの向上と芸術文化振興という観点からグルーピングの内容について検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p> | <p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年度中に検討を行うこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

1 平成19年度の指摘事項に関する措置状況について

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|---|--|---|--|
| 140 | <p>1. 市税</p> <p>1-2 資産税課税事務</p> <p>(4)あるべき姿からみた課題</p> <p>② 事務の効率化について</p> <p>(ア)登記情報の入手方法について</p> <p>資産税課では、土地や家屋の現地調査を法務局から入手する登記情報に基づき実施している。この登記情報は紙媒体で入手しているため、データの入力作業に多くの時間が必要となるほか、入力漏れや入力誤りが発生する恐れがある。</p> <p>紙媒体ではなく電子データで入手することにより、入力事務を大幅に軽減することが可能となるほか、入力漏れや入力誤りを防止することが容易になる。したがって、登記情報の電子データでの</p> | <p>(措置計画)</p> <p>登記情報の電子データによる入手については、登記所と市町村の間で協議をすすめているところですが、電子システムによるデータ入力について検討してまいります。</p> <p>(資産税課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>登記情報の電子システムによるデータ入手について、引き続き、盛岡地方法務局との協議を実施してまいります。</p> <p>(資産税課)</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>登記情報の電子データでの入手は実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>盛岡地方法務局の意向によるところが大きいですが、今後も、事務の簡素化、事務の正確性を向上させることができものであり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的に働きかけを行われない。</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国・県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p> | <p>●未措置</p> <p>平成23年9月27日に盛岡地方法務局と協議を実施した結果、盛岡地方法務局からの盛岡市への登記情報、及び盛岡市から盛岡地方法務局への固定資産価格通知の一括通知について、電子データによる情報入手及び価格通知の方法で行うことを両団体で合意しました。</p> <p>今後は、早期に電子データによる情報入手、価格通知のシステム構築に向け、盛岡市側として財政措置を含めた必要な検討・協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|--|--|--|---|---|
| | 入手について検討すべきである。 | | | | |
| 144 | <p>1-3 収納事務 (3)現状の事務における問題点 ③ 年間催告実施結果の分析について 年間の滞納整理計画に基づき、年間催告を実施しているが、その結果の分析がなされていない。 例えば、現在開設している納税相談窓口の実施結果の分析を行い、利用促進策を検討することが望まれる。次年度や次回の計画期間において、収納率向上のより効果的な滞納整理手法を検討するためにも、年間催告実施結果について分析し、次回以降の改善に結びつける仕組みを構築すべきである。</p> | <p>(措置計画) 年間催告実施結果の把握や分析が的確に行えるよう手段を検討し、より効果的な滞納整理手法の構築を行ってまいります。 なお、納税相談窓口については、平成20年4月から窓口開設の案内チラシを作成し、催告書への同封、休日訪問催告時に配布するなど窓口開設の周知徹底を図り、利用を促進してまいります。 (納税課)</p> <p>(措置状況) 催告実施結果の分析については、システム改修やそれに伴う費用対効果</p> | <p>(措置の方向性について) 相談窓口については窓口開設の周知を図っている。その結果、年間160件前後の相談実績があり、一定の収納率向上に貢献している。 また、年間催告実施結果については、電話催告の件数と記録を把握しているのみである。催告の実施結果を滞納者の在宅時間を検討する目安として活用できているが、実施結果の分析はできておらず、催告の実施結果を分析できるようにする必要がある。</p> | <p>(今後の方向性) 今後も、納税相談窓口開設の周知に努めてまいります。 また、催告実施結果の分析については、サンプル抽出等により催告結果の収納額等データの把握を行うとともに、システム改修についても引き続き検討を行ってまいります。 (納税課)</p> | <p>○措置済 催告実施結果の分析については、高額滞納事案について、催告状況を総合的に管理することと併せ、催告結果を追跡調査することで催告実施状況の検証を行っています。 (納税課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|---|---|------------------------------------|--------------------------------|
| | | <p>を勘案しながら、引き続き検討中です。</p> <p>夜間及び休日の納付相談窓口の開設にあたっては、市の広報紙に掲載するとともに、平成20年4月に案内チラシを作成して納税課窓口配置、5月からは税務所管課や各支所、各公民館などに配置したほか、電話催告や文書催告等機会あるごとに周知に努め利用促進を図っております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> | <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>回収額のデータを把握できなければ、効果的な収納管理に結びつけることは困難であるが、現在のシステムでは催告した結果が収納に結びついたかどうかを把握するには時間を要するため、システムの改修を検討しているとのことである。システム改修は時間と費用を要するため、システム改修以外に、サンプルの抽出や効果を検証する期間の設定などにより、催告の効果を分析し、滞納案件の性質に応じた効果的な滞納案件の管理を検討できるよう対処すべきである。</p> | | |
| 149 | <p>(4)あるべき姿からみた課題</p> <p>④ 事務の分類について</p> <p>現在、職員1人あたりが</p> | <p>(措置計画)</p> <p>職員が管理できる適正</p> | <p>(措置の方向性について)</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>コールセンターについて</p> | <p>○措置済</p> <p>個人情報保護に万全を期</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|---|---|---|---|
| | <p>担当する滞納件数は、約1,300件になっており、通常1人で管理できる事案数を超えている。担当事案をより専門知識や経験のある職員が行うべき事務と高度な専門知識や経験をそれほど要しない事務とに分類し、事務を効果的に実施すべきである。</p> <p>また、納期限経過後間もない滞納者に対する電話催告事務については、民間業者に委託する方法が効果的であり、その結果、高度な専門知識や経験が必要な事務に対し、職員が時間や労力を十分にかけることが可能となる。</p> | <p>な件数に応じた人員の配置について検討を行うとともに、現体制においては班員が担当する案件についてリーダーと班員が分類を行い今後の催告方針を決定し、効果的、効果的な催告を行うことができるよう事務の見直しを行ってまいります。</p> <p>また、専門知識や経験のある職員が行うべき事務の執行体制について検討するとともに、簡易な案件の電話催告を民間業者に委託する方法についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>債権分類や滞納整理マニュアルに基づき、注力する滞納債権を絞り込むなどの効率化を図るとともに、グループリーダーと班員の担当件数の再配分を行い、リーダーがグ</p> | <p>電話催告の民間業者の委託については、納税課及び国保年金課で実施する催告について、コールセンターの平成23年度からの開設に向け準備を進めている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。コールセンターの開設に向け、催告後の経過の把握等を効果的に実施する方策を検討するとともに、個人情報の保護に万全を期されたい。</p> | <p>は、効果的な実施方法や個人情報保護の方策の検討を行いながら、平成23年度に開設するよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> | <p>し、効果的な実施方法に配慮した上で、平成23年10月からコールセンターを開設いたします。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|---|---|--|---|
| | | <p>ループの滞納整理の進行管理を行うこととしました。</p> <p>執行体制については、収納状況や滞納状況を勘案しながら、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>電話催告の民間業者への委託については、職員の滞納繰越事案への注力化という点で有効と思われることから、実施に向けて引き続き検討中です。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> | | | |
| 149 | <p>⑤ 納税相談における個人情報保護について</p> <p>現状の納税相談は個人情報の漏洩を防止するに不十分な状況である。</p> <p>納税相談の実施に当たっては、相談者に関する個人情報の漏洩、滅失及び毀損を防止するために十分な場所を確保すべきである。</p> | <p>（措置計画）</p> <p>納税相談の実施に当たっては、相談者のプライバシー確保のため、引き続き場所の確保に向けて、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>執務室も狭隘なうえ、平成22年度からの耐震改</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>納税相談に当たり、個人情報を保護する方策が未だとられておらず、早急な対応が必要である。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>庁舎の構造や課の配置</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>相談場所の確保につきましては、庁舎内の配置や耐震改修の状況を勘案しながら検討を行い、平成23年度に対応する予定としております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> | <p>●未措置</p> <p>相談場所の確保につきましては、庁舎内の配置や耐震改修の状況を勘案しながら検討を行い、平成23年度に対応する予定としております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|--|--|--|--|
| | | <p>修により、現状では十分な場所の確保は困難な状況にありますが、相談者のプライバシー確保のため、引き続き庁内で検討しております。</p> <p>（納税課）</p> | <p>状況から相談場所を確保することが難しいことが対応の進まない原因と考えられる。しかし、相談者の個人情報の保護がおざなりになっている状況が続けることは許されるものではない。早急に相談者の個人情報保護が図られるよう対応すべきである。</p> | | |
| 152 | <p>⑦ 納付機会の拡大について</p> <p>納付機会を拡大し、納税者の利便性が高まることで、収納率の向上につながることを想定される。そこで、納付機会拡大に向けた方策を検討する必要がある。</p> <p>コンビニ収納は24時間納付が可能であり、夜間しか納付する時間がない納税者にとって、納税しやすい環境が整うことになる。</p> | <p>（措置計画）</p> <p>納付機会の拡大に向けた方策として、コンビニ収納やクレジット収納等について、平成20年度内に検討してまいります。</p> <p>また、納期を増やすことについては、他市等の状況を参考にしながら検討してまいります。</p> <p>（納税課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>コンビニ収納については、平成22年度の実施に</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はでない可能性がある。他</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>（納税課）</p> | <p>●未措置</p> <p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>（納税課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|--|---|---|--|--|
| | <p>地方税法の規定によると、納期を条例で定めることができることとされていることから、納付機会の拡大の方策として、納期を増やすことも検討されたい。</p> | <p>向けて作業中です。クレジット収納については、手数料が高額なこと及びその負担のあり方等の課題があり、他の自治体の実施状況を注視しながら引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>納期を増やすことについては、費用対効果や納税者にとってのメリット、デメリットの面から引き続き検討中です。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> | <p>都市の事例や効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり一定の措置がなされている。</p> <p>そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。</p> | | |
| 154 | <p>2. 国民健康保険税</p> <p>(3)現状に事務における問題点</p> <p>②推進員の役割および事務委託の可能性の検討</p> <p>納税推進員の電話による納税の催告や口座振替の推進は民間事業者においても対応可能であり、</p> | <p>（措置計画）</p> <p>納税推進員の業務内容、業務効率等について改めて検証するとともに、民間委託の可能性に</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>納税推進員の電話催告や口座振替の推進については、平成23年度から導</p> | <p>（措置計画）</p> <p>平成23年度（予定）のコールセンターへの電話催告業務委託と併せ、納税推進員の業務内容や体制の見</p> | <p>○措置済</p> <p>平成23年10月から玉山総合事務所内に盛岡市納税推進センターを設置し、納税課と連携しながら、現年度</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|--|---|--|---|--|
| | <p>どちらが効率的に実施できるか比較検討すべきである。</p> | <p>ついて検討してまいります。 （国保年金課） （措置状況） 納税推進員の人員及び担当業務等については、電話催告が日中の限られた時間のみとなることから、効率的に滞納整理を実施していくために、民間事業者から業務内容の説明を受けるなどしており、コールセンターへの電話催告業務委託と併せて平成23年度（予定）実施に向け、業務内容や体制の見直しの検討を進めております。 （国保年金課）</p> | <p>入が予定されているコールセンターで対応し、納税推進員は滞納者への働きかけに専念することとする予定である。納税推進員の役割を限定することで、これまで以上に訪問等に注力が可能となり、収納率の向上に効果があると考えられ評価できる。 （現時点での措置状況について） 上記のとおり、一定の措置がなされている。今後も、収納率の向上に向け、職員との連携強化や納税推進員の能力向上を図りたい。また、コールセンターの開設にあたっては、個人情報の保護に万全を期されたい。</p> | <p>直しを行うことで検討を進めてまいります。 また、コールセンターへの委託にあたりましては、個人情報の保護に十分配慮しながら実施してまいります。 （国保年金課）</p> | <p>滞納分の電話催告業務を民間業者への委託で実施します。委託にあたっては、個人情報の保護に十分配慮してまいります。 また、国民健康保険税の徴収業務に関する体制については、23年度当初から、収納管理班と滞納整理班に分け、納税推進員の業務を効率的に遂行できるように改善いたしました。 （健康保険課）</p> |
| 159 | <p>(4)あるべき姿からみた課題 ②事務処理の効率化</p> | | | | |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|---|--|--|--|
| | <p>(ア) マニュアル等の整備</p> <p>事務処理をできる限り効率化しつつ、担当者の専門性を一定以上のもとするためには、徹底すべき事務処理方針や最低限行うべき事務処理について一定の標準的な処理方法を定め、事務処理基準やマニュアル等として明文化することが必要である。</p> | <p>(措置計画)</p> <p>短期被保険者証交付要領など個々の業務の取り扱いについては作成しているが、さらに滞納整理業務を統一的・総合的に推進していくために、マニュアルを作成してまいります。</p> <p>(国保年金課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>滞納整理事務の基本となる滞納整理方針の作成を進めるほか、滞納整理に関する業務のマニュアルについて、先進都市の事例を参考にするとともに、納税課のマニュアルとも整合を図りながら平成21年度内の作成を目指しております。</p> <p>(国保年金課)</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>マニュアル等の整備については、事務の処理方法などが担当者や係によってばらばらに管理されていたものを統一したマニュアルとして平成21年度中に整備する予定であり、事務処理の統一につながる取り組みとして評価できる。</p> <p>滞納整理に関するマニュアルについては、生活保護受給者に対するマニュアルを作成している段階である。最も検討しやすい部分からマニュアルを整備しており、基準の統一に向け前進していると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。しかし、滞納</p> | <p>(措置計画)</p> <p>滞納整理に関する業務のマニュアルについては、先進都市の事例を参考にするとともに、納税課のマニュアルとも整合を図りながら作成を進めておりますが、現在、細部の調整を行っている段階でありますので、平成22年度の早い時期に完成させたいと考えております。</p> <p>(国保年金課)</p> | <p>●未措置</p> <p>滞納整理に関する業務のマニュアルについては、先進都市の事例を参考にするとともに、納税課のマニュアルとも整合を図りながら作成作業を進めております。</p> <p>現時点で完成に至っておりませんが、早期完成に向け、取り組んでまいります。</p> <p>(健康保険課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|--|--|---|---|---|
| | | | 整理に関するマニュアルの整備について、その歩みは遅いと言わざるを得ない。生活保護受給者以外の滞納者に対するマニュアルが未整備な状況では、処理の統一が図れないため、先行して作成している自治体の例も参考にしながら、早急に作成すべきである。 | | |
| 161 | <p>（イ）債権の状況に応じた事務処理による回収の効率化</p> <p>滞納債権の事務処理を効率的かつ効果的に実施するためには、個々の滞納債権の状況に応じて適切・迅速に行わなければならない。滞納発生の原因や、滞納期間、整理進展状況等によって、滞納債権の分類を行うことが必要である。</p> | <p>（措置計画）</p> <p>現在、滞納年度や滞納額による分類を行っているが、より効率的な滞納整理を行っていくための債権分類の方法等について検討してまいります。</p> <p>（国保年金課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>滞納額や滞納年度のほか、所得段階別、地区別などの債権分類を行っております。</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>債権の状況に応じた事務処理による回収率の効率化については、短期被保険者証の交付者を対象に、①分割納付を実施している者、②相談等はあるが納付状況が不安定な者、③相談等がなく納付を行わない者に区分し、特に③の区分に該当する者について、生活状況等</p> | <p>（措置計画）</p> <p>滞納者全体の分類については、システム上の課題もありますことから、簡単に分類できない状況でありますので、当面、事務処理の効率化に向けた分類方法やその手法について検討を進めてまいります。</p> <p>（国保年金課）</p> | <p>○措置済</p> <p>滞納状況を分類・整理するためのデータベースシステムを構築しましたので、23年度からそのシステムを活用し、滞納者の状況に応じた分類を行いながら、効率的な滞納整理を進めてまいります。</p> <p>（健康保険課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|--|--|--|---|---|
| | | <p>（国保年金課）</p> | <p>を把握するなど、債務者に関するデータを収集し、滞納債権の分類に活用しており、その取り組みは評価できる。 （現時点での措置状況について） 上記のとおり、一定の措置がなされている。しかし、滞納者の一部についての分類であるため、今後も、個人ではなく世帯への課税であるといった国民健康保険税の特徴を踏まえ、事務処理に貢献するよう債権の分類を進められたい。</p> | | |
| 173 | <p>4. 市営住宅使用料 （4）あるべき姿からみた課題 ①収納率の向上について （ア）法的措置の実施体制の整備について 法的措置の実施が不足している原因としては、</p> | <p>（措置計画） 平成20年4月1日より、市営住宅維持管理業務が指定管理者制度に移</p> | <p>（措置の方向性について） 法的措置の実施体制については、指摘当時と変</p> | <p>（今後の方向性） 限られた人員の中で事務担当職員の割合を増やすなどして法的措置等の収納事</p> | <p>●未措置 限られた人員の中で事務担当職員の割合が減りましたことから、今後も、収納</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|--|---|---|--|
| | <p>実施の体制が整備されていないことが考えられる。限られた人員の中でどうすれば法的措置の実施が可能となるのか検討し、実施体制を整備することが必要である。</p> | <p>行することに伴い、業務体制の変動と併せて法的措置の実施体制について検討してまいります。 （建築住宅課） （措置状況） 法的措置の対象者について、支払い状況や生活状態を調査しながら、法的措置を実施しており、法的措置の迅速な実施体制についても検討継続としております。 （建築住宅課）</p> | <p>わらない状況で、整備が進んでいないため、整備を進めることが必要である。 （現時点での措置状況について） 課長補佐の異動などにより専門性を高める取り組みを行っているが、その他具体的な検討には至っていない。 平成23年度以降の次期指定管理者の選定では、収納事務の一部を指定管理者に委ねることで、段階的に実施体制の強化を図っていくことを検討すべきである。 今後は、事務担当職員の減少も予想されるため、法的措置等の収納事務に支障が生じないように実施体制を整備すべきである。</p> | <p>務の実施体制の整備を図っているところでありますが、今後も、収納事務の一部を指定管理者に委ねることを含め、法的措置の実施体制の整備について、検討を継続してまいります。 （建築住宅課）</p> | <p>事務の一部を指定管理者に委ねることを含め、法的措置の実施体制の整備について、検討を継続してまいります。 （建築住宅課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|--|---|---|---|
| 175 | <p>（イ）収納体制の整備 収納事務については、専任の職員を配置すべきである。</p> | <p>（措置計画） 平成18年度より、収納率向上五カ年計画を策定し、これに基づく年度計画により収納率の向上を目指しているところであり、PDCAサイクルの検証と、収納他部門との連携をもとに検討してまいります。 （建築住宅課）</p> <p>（措置状況） 収納他部門との連携による専従班（専任職員）の新設について、今後も検討を継続するとともに、収納業務のうち退去者にかかる滞納家賃回収業務の民間委託等については、平成21年度中の実施に向け取組んでおります。 （建築住宅課）</p> | <p>（措置の方向性について） 収納体制の整備については、年々、課の事務担当の人数が減少する中、専任の職員を確保できていない状況であり、改善が進んでおらず、体制整備が必要である。 （現時点での措置状況について） 退去者にかかる滞納家賃の回収について、電話及び文書による催告の実施、訪問はしないとの内容で、民間事業者を活用する方向で法令等の整備を進め、整備後公募する予定とのことである。民間の力を活用し、より専門的な部分に力を注力できるようにするために、今後も民間の力を活用することで、収納体制を強化できるものがないか検討すべきである。</p> | <p>（今後の方向性） 限られた人員の中での収納事務専任職員の確保が困難な状況にあることから、収納他部門との連携や民間事業者の活用など、収納体制の強化について、検討を継続してまいります。 （建築住宅課）</p> | <p>●未措置 退去者滞納家賃収納業務を民間委託するため受託希望者を公募しましたが、応募者が無く実施にはいたりませんでした。 限られた人員の中での収納事務専任職員の確保が困難な状況にあることから、収納他部門との連携や民間事業者の活用など、収納体制の強化について検討を継続してまいります。 （建築住宅課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|--|--|--|---|--|
| 182 | <p>5. 各事業に共通する指摘事項</p> <p>⑦ コールセンターの導入</p> <p>債権の滞納を防ぐには、滞納が生じた初期の段階でいかに対応するかが重要である。民間企業の債権回収では、期日から10日程度を経過したものは回収率が大幅に低下する傾向がある。したがって、市税や保育料等の滞納を防ぐためには、期日経過後より早い段階で回収に向けた取り組みを開始することが重要である。初期段階の対応を充実させるためには、コールセンターの設置が効果的である。コールセンターを設置し、まず初期段階の対応として、納付期日を経過した債務者に対して、「期日経過のお知らせ」を一律に行う。さらに、滞納が生じた債務</p> | <p>（措置計画）</p> <p>コールセンターについては、初期滞納者への電話による納税勧奨が効果的であることは認識しておりますので、まずは、すでに行っている自治体の費用対効果の検証を行ってまいります。</p> <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>他の自治体の事例からは、費用対効果の面でも十分な成果が期待できると思われるので、導入に向けて引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>また、国民健康保険税に関しては、国保年金課における納税推進員制度の見直しも併せて実施することとしております。</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>コールセンターの導入については、電話催告の民間業者への委託を、納税課、国保年金課の2課で実施する催告について、平成23年度からの開設に向けた準備が進められている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされている。コールセンターの開設に向け、催告後の経過の把握等を効果的に実施する方策を検討するとともに、個人情報の保護に万全を期されたい</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>コールセンターについては、効果的な実施方法や個人情報の保護方策の検討を行いながら、平成23年度に開設するよう努めてまいります。</p> <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p> | <p>○措置済</p> <p>個人情報保護に万全を期し、効果的な実施方法に配慮した上で、平成23年10月からコールセンターを開設いたします。</p> <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書頁 | 平成19年度包括外部監査での指摘事項等 | 19年度措置計画及びそれに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|------|---|--------------------------------|------------|-------------------|-----------|
| | <p>者に対しては、納付の意思を確認し、またその意思の低下を防ぐために、あまり期間をおかず催告を継続することが重要である。コールセンターから定期的に催告を行うことで、債務者の納付の意思の低下を防ぐことができる。</p> | <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p> | | | |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

2. 平成20年度の指摘事項に関する措置状況について

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|---|--|
| 190 | <p>2. 学校施設 (7)学校施設に関する監査の結果</p> <p>② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実現に向け、維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画では、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画の策定が必要となる。</p> <p>このように学校施設の長寿命化を図るためには、実施時期など、どのように大規模修繕を行っていくのかを中長期計画では示す必要がある。また、中長期計画では、通常修繕についても、その概要を計画化して示す必要がある。さらに、中長期計画は、学校施設毎に、改築（建替え）、大規模改造、大規模修繕及び通常修繕に係る全ての費用を含んだライフサイ</p> | <p>(措置計画) ①における方針策定とともに、中長期計画、年度計画を盛り込んだ維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>(措置状況) 計画策定に向けて、状況調査や分析などを行っております。 (教育委員会総務課)</p> | <p>(措置の方向性について) 平成21年度中に予定されている維持管理方針の策定を受けて、平成22年度から維持管理計画の策定に取り組む予定である。</p> <p>(現時点での措置状況について) 今後の維持管理に関し、教育委員会としての考え方を取りまとめることは可能であるし、また、必要なことである。全庁的な方針の決定がなされていないことを、教育委員会の考え方を整理しないことの理由とすることはできない。①の維持管理方針の検討にあわせ、早急に、教育委員会</p> | <p>(今後の方向性) 平成22年度から学校施設の維持管理計画の策定に取り組んでまいります。 (教育委員会総務課)</p> | <p>●未措置 平成22年度から、学校施設の維持管理計画の策定について取り組んでおります。 (教育委員会総務課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|--|--|--|--|
| | <p>クルコストの縮減を検討したうえで策定する必要がある。</p> <p>次に、年度計画では、中長期計画に基づき、各年度の大規模修繕計画や通常修繕の計画が示されることになる。通常修繕の計画では、予防保全的な観点から点検を実施し、点検結果に基づいた修繕計画を示す必要がある。</p> | | <p>左に対する監査の結果</p> <p>としての考え方を整理すべきである。</p> | | |
| 191 | <p>③ 維持管理体制の充実</p> <p>アセットマネジメントの観点から施設管理を行っていくためには、教育委員会だけでなく、財政課、建築住宅課など関連他部署とも協力し、全庁的に取り組むことが必要である。</p> <p>これまでは、修繕の必要性などを教育委員会で判断し、財政課に予算要求を行うことで修繕は行わ</p> | <p>（措置計画）</p> <p>アセットマネジメントの観点からの維持管理体制については、全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき、検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>全庁的なマネジメントサイクル導入の体制整備などの状況を踏まえて、</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理体制員の充実に ついて、教育委員会として、維持管理専任の担当者の増員を検討しており、体制の充実に向けた取り組みとして評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>維持管理専任の担当者</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>維持管理体制については全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき検討するとともに、平成22年度は、維持管理専任の担当者を配置し体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理</p> | <p>●未措置</p> <p>維持管理体制については、全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき検討しているほか、平成22年度から維持管理専任の担当者を2名配置し、体制を強化しております。</p> <p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|--|--|--|
| | <p>れてきたが、今後は、中長期的な観点から施設管理を所管する組織を設け、全庁的な体制で施設の維持管理を行うべきである。</p> | <p>今後検討することとしております。 (教育委員会総務課)</p> | <p>の増員を検討しているところであるが、財政課等の関連部署との連携は情報交換程度であり十分ではない。アセットマネジメントの観点から施設管理を行うためには、全庁的に共通の認識を持つことが必要であり、関係部署との積極的な意見交換や情報交換などの連携が必要である。さらに、アセットマネジメントの観点からの施設管理を確実に実施するため、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p> <p>また、教育委員会が管理する施設は多数である。維持管理を効果的に進めるため、人員の増加を検討していることは評価できるが、市の財政状況等を考慮すると、十分な人員を確保することは困難であり、維持管理に</p> | <p>形態について検討してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>全庁的な施設管理体制の整備のあり方については、全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、検討してまいります。 (行財政改革推進課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> | <p>形態については、引き続き研究してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>●未措置 全庁的な施設管理体制の整備については、アセットマネジメント推進に向けた計画、進捗管理を行う専任の体制を平成24年度に設置する方向で検討しております。 (行政経営課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、総務経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|---|--|---|---|
| | | | 外部の専門性を活用することも検討すべきである。外部の専門性の活用に向け、現在実施している施設の維持管理業務を分析し、施設を効果的、効率的に維持管理するためには、どのような管理形態が適切であるかを検証することが必要である。 | | |
| 193 | <p>④ 維持管理に必要な情報の整備</p> <p>現在、学校施設の維持管理に関する主な情報は、公立学校施設台帳に記載されている。しかし、公立学校施設台帳は、面積など物量情報が中心で、金額情報は記載されていない。まずはアセットマネジメントの観点から、マネジメントに必要となる情報をリストアップし、次に、これらの情報の整備</p> | <p>（措置計画）</p> <p>アセットマネジメントに必要となる情報の整備については、平成21年度から整備を行ってまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>本年度から、資料収集、データ整理等に着手しております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に必要な情報の整備について、過去の修繕履歴のデータベース化を進めており、情報の整理を進めていることは評価できる。文書の保存期間である5年分の内容ではあるが、平成21年度中にデータベース化を完了する予定である。これは、可能な情報の収集を完成させるものであり評価できる。</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>今後も措置計画に基づき維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化が必要な項目を早急に整理してまいります。</p> <p>なお、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度中に整備いたします。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> | <p>●未措置</p> <p>維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化に向けて整理しております。</p> <p>また、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度に整備いたしました。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|---|--|
| | を行う必要がある。 | | <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>現状では、今後の維持管理にどのような情報が必要なのかについては、検討されていない中で情報の収集がなされている。この状況では、データベース化しても維持管理に必要な情報が漏れることがあり得る。このため、データの蓄積を進めつつ、何が必要な情報であるか、至急、整理を行うべきである。</p> | | |
| 194 | <p>⑤ アセットマネジメントの観点からの点検の実施</p> <p>施設管理にアセットマネジメントの考え方を導入するためには、先に説明した物量情報、金額情報のほか、施設の利用状況や修繕箇所など施設の現況について正しく把握</p> | <p>（措置計画）</p> <p>現在、小中学校施設で消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時自主点検・調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検に加え、施設の長寿命化に着目した点検項目の追加等</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>アセットマネジメントの観点からの点検の実施について、平成22年度に壁の老朽化具合等についての専門的な調査を予定しており、アセットマネジメントの考え方の必要</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>今後も措置計画に基づき、長寿命化に着目した点検の実施に取り組んでまいります。</p> <p>なお、平成22年度は、モデル校を抽出しコンクリート強度や鉄骨さびの調査点検を実施するとともに、点</p> | <p>●未措置</p> <p>平成22年度から実施している法定点検などの中で、長寿命化に着目した点検やコンクリート強度などの客観的な点検を実施しております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|---|---|
| | <p>し、データ化することが必要である。</p> <p>アセットマネジメントの考え方を導入するためには、施設の長寿命化に着目した点検を実施し、施設管理計画の策定などに活用する必要がある。</p> | <p>も検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>点検項目の追加等については、今後、検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> | <p>性を理解しているものと評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>平成22年度の調査に先がけ、点検項目とすべきものを検討し、コンクリート強度の把握や鉄骨のさび具合等を点検項目として検討している段階である。今後、他部署との連携の中で、必要な項目の追加を検討するなど、点検項目の充実を図るべきである。</p> | <p>検項目の充実を図ってまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> | |
| 195 | <p>⑥ 劣化予測の実施</p> <p>維持管理計画を策定するためには、学校施設の状態に関するデータを整備し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。</p> <p>劣化傾向を把握することで、劣化予測がある程度可能となり、維持管理計</p> | <p>（措置計画）</p> <p>劣化予測の実施につきましては、その劣化予測に必要な学校施設のデータを検討して、整備してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>劣化予測の実施について、施設の利用状況等のデータを収集しており、劣化予測の必要性を理解しているものとして評価できる。</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>劣化予測に必要な情報を整理しながら、今後も措置計画に基づき劣化予測に必要なデータ整備を行ってまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> | <p>●未措置</p> <p>劣化予測に必要な情報を整理しながら、措置計画に基づき劣化予測に必要なデータを順次、整備しております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|--|--|
| | 画の精度も向上すること になる。 | 現在、資料などの情報 収集を行っており、今後 検討してまいります。 （教育委員会総務課） | （現時点での措置状況に ついて） 学校ごとに屋根や壁と いった部位ごとの修繕履 歴、利用状況、劣化の状 況といったデータを収集 しており、データの蓄積 に向けた取り組みが進めら れている状況である。し かし、劣化予測にどのよ うな情報が必要なのかは 整理されていない。この ため、データの蓄積を進 めつつ、何が必要な情 報であるか、至急、整理 を行うべきである。 | | |
| 196 | ⑦ 予防保全体制の構築 施設の劣化予測、健全度 評価を継続的、定期的 に行っていくためには、 施設に対する点検プロ セスをマニュアル化し、 作業の標準化を図るこ とが有効である。現在 行われている目視によ る定期点検は、教育委 員会にて専門 | （措置計画） 予防保全体制の構築に つきましては、点検項 目、作業手順等をマン ユアル化し同一の水 準により、組織的に 点検作業が実施でき る体制を検討してま いります。 （教育委員会総務課） （措置状況） | （措置の方向性につ いて） 予防保全体制の構築 について、国土交通 省が作成しているマ ニュアルを利用し、 予防保全に関するマ ニュアルの作成を予 定しており、予防保 全体制の構築の必要 性を理解しているも のとして評価 | （今後の方向性） 今後も措置計画に基 づき、データ収集等 を急ぎ予防保全体制 の構築に取り組んで まいります。 （教育委員会総務課） | ●未措置 措置計画に基づき、 データ収集等や予防 保全体制の構築に 取り組んでおりま す。 （教育委員会総務課） |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|--|--|---|
| | 性を有する非常勤職員が自らの経験と裁量でもって実施しているが、今後は劣化予測、健全度評価を属人的ではなく、組織的に行っていく必要がある。そのためには、点検項目、作業手順等を標準化、マニュアル化し同一の水準により、点検作業を組織的に実施できる体制を整える必要がある。 | 現在、点検項目等について調査中であり、実施体制の構築については、今後検討してまいります。 (教育委員会総務課) | できる。 (現時点での措置状況について) 具体的な内容の検討は、点検項目の検討やデータ整備が途上であることから進んでいない。予防保全体制は早急に構築すべきものであることから、データ収集等を急ぎ、マニュアルとして整理すべきである。 | | |
| 197 | ⑧ 法定点検結果にしたがった修繕の実施 平成19年に実施された法定点検の結果、D評価となったものについて、現時点で修繕が未実施となっている箇所が多く存在する。D評価は補修、修繕を必要とする箇所であり、早急に修繕を実施すべきである。また、仮に、予算等から緊急の修繕が困難な場合には、修 | (措置計画) 平成19年度に実施した、建築基準法に基づく点検結果でD評価の298項目については、早急に修繕計画をたて、優先度に基づき順次措置するとともに、顛末を明確にしております。 なお、措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。 | (措置の方向性について) 法定点検結果にしたがった修繕の実施について、平成25年度までの対応計画を策定しており、法定点検の結果に従った計画的な修繕の実施に向けた取り組みして評価できる。また、平成21年度中にD評価とされた部分について学校に通知し、 | (今後の方向性) 法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施してまいります。 また、D評価とされた部分については、平成21年度中に学校に通知することとしております。 (教育委員会総務課) | ●未措置 法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施しております。 また、D評価とされた部分については、平成21年度に各学校に通知したところです。 (教育委員会総務課) |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|-----------------------|-----------|
| | <p>繕を行わないまでも安全性が損なわれないように最低限の措置が必要である。さらに、D評価の箇所については、今後の対応方法を明確にするとともに、修繕の未実施、修繕の終了といった顛末を明らかにすべきである。</p> | <p>（教育委員会総務課） （措置状況） 点検結果でD評価の298項目については、平成25年度までの修繕計画を、教育委員会で策定したところですが、今後、総合計画などに位置づけるなど、予算の確保をしながら実施してまいります。</p> <p>(1)修繕済みの項目（9月30日現在）25項目 (2)今年度中実施予定 ・41項目 (3)今後の計画 ・H22年度 93項目 ・H23年度 91項目 ・H24年度 24項目 ・H25年度 24項目 (4)安全性の対策を要する項目 ・バルコニーの手すり関係 ・校舎外壁の劣化関係 修繕するまでは、状況の把握を定期的実施するとともに、必要に応じ</p> | <p>安全対策についても確認する予定であり、安全確保に向けた取り組みとして評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について） 上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。速やかに修繕を行えない箇所については、修繕がなされるまでの児童生徒の安全を保つためにも、学校との情報共有を進め、事故が起きないよう安全対策に万全を期し、安全対策について定期的に確認することが必要である。</p> | | |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|---|---|---|---|
| | | て場所の立ち入りを禁止 して安全確保に十分配慮 してまいります。 (教育委員会総務課) | | | |
| 200 | 3. 下水道施設 (9) 下水道施設に関する 監査の結果 ② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実施に 向けて維持管理計画の策 定が必要となる。維持管 理計画としては、具体的 な維持管理に関する中長 期計画、年度計画及び修 繕計画の策定が必要とな る。 | (措置計画) 下水道施設の適切な機 能維持のためにも、方針 策定とともに、具体的な 維持管理計画の策定に向 けて検討してまいります。 (施設管理課) (措置状況) 下水道施設の維持管理方 針の策定に向けた検討と 併せて、具体的な維持管 理計画の策定についても 検討してまいります。 (施設管理課) | (措置の方向性につい て) 維持管理方針について は、下水道部内では検討 が進められ、平成21年度 中には決定を予定してい る。また、平成22年度か ら順次実態調査を実施 し、平成23年度から順次 維持管理計画を策定する 予定で平成21年度中に予 備調査を完了する予定で ある。維持管理の方針及 び維持管理計画の策定に 向けた取り組みが進んで いると評価できる。 (現時点での措置状況に ついて) 今後は計画的に修繕が | (今後の方向性) 今後は計画的に修繕が進 むよう、計画の立案、実行 に向けた対策を検討してま いります。 (施設管理課) | ●未措置 昨年度策定した『調査基 本計画』に基づき、平成22 年度から『管渠の現況調 査』を開始しております。 (下水道整備課) |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|---|--|
| | | | 進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討されたい。また、上記の取り組みについては、市内の一部を対象とするものであり、市内全域をカバーするためには今後も継続的に同様の作業を進める必要がある。 | | |
| 202 | <p>③ 維持管理計画の評価とマネジメントサイクル</p> <p>管渠の維持管理は、維持管理方針、維持管理計画にしたがって、管渠のライフラインとしての機能の維持とトータルコストの削減に向けた取り組みが進められることになる。そこで、実際に維持管理方針や維持管理計画にしたがって管渠の維持管理が行われているかどうかの評価が必要となる。評価では大規模修繕や修繕、点検の実施状況のほか、トータルコスト</p> | <p>（措置計画）</p> <p>今後、下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討に合わせて、計画評価及びマネジメントサイクルの考え方の導入について検討してまいります。</p> <p>（業務課、施設管理課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>今後、下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討に合わせて、計画評価及びマネジメントサイクルの考え方</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理計画の評価とマネジメントサイクルについて、維持管理計画を策定することが目的ではなく、計画をいかに実行するかを検討しており、計画の評価やマネジメントサイクルの考え方の必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>維持管理計画は平成23</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討してまいります。</p> <p>（業務課、施設管理課）</p> | <p>●未措置</p> <p>今後策定を予定している維持管理計画の円滑な進行管理に資するため、所属職員に「アセットマネジメントサイクル」への理解を深めていただく機会の設定や方法について検討してまいります。</p> <p>（総務経営課、下水道整備課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|--|---|
| | <p>の削減状況についての評価も必要である。さらに、評価の結果を受け、必要に応じて維持管理計画を見直すなど、マネジメントサイクルを機能させることが重要である。今後は管渠の維持管理においても、マネジメントサイクルを機能させるなど、マネジメントの考え方を導入すべきである。</p> | <p>の導入について検討してまいります。 (業務課、施設管理課)</p> | <p>年度に策定される予定であるが、その前提となる維持管理方針の策定時に職員研修を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。</p> | | |
| 203 | <p>④ 維持管理に係る経費の最少化の検討 現在、維持管理は、おおよそ前年度と同額の予算のもとで行われており、そのため管渠の老朽化に伴う不具合の増加に</p> | <p>(措置計画) 限られた財源で維持管理していくために、費用の平準化や財務シミュレーションによるライフサイクルコストの比較検討を行うなど、今後、維持</p> | <p>(措置の方向性について) 維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定時に、個々の工事</p> | <p>(今後の方向性) 今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法について検討してまいります。</p> | <p>●未措置 ライフサイクルコストの算定に必要なデータの収集のため、管渠の現況調査に着手しております。 (下水道整備課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|--|--|--|-----------|
| | <p>対応した修繕が行われているとは言い難い。しかし、一方で、市の財政状況を鑑みると今後も維持管理に必要な所要額を確保することが難しい状況にある。そこで、維持管理に要する費用の平準化とライフサイクルコストの削減に向けた取組みが必要となる。</p> <p>トータルコストの削減に向けては、設定した管理水準を達成するために今後、必要となる更新、大規模修繕及び修繕のための費用を見積もり、財務シミュレーションを繰り返すことで、どのように施設の維持管理を行うことが、最もトータルコストを最少化できるのかを検討することが必要である。</p> | <p>管理計画の策定にあたり、トータルコストの最少化についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p> <p>（措置状況） 下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、トータルコストの最少化についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p> | <p>ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について） 維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法の精緻化を行うべきである。</p> | <p style="text-align: center;">（業務課）</p> | |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|---|--|
| | <p>なお、より精緻な財務シミュレーションを行うためには、財務シミュレーションの前提となる劣化予測などの条件を求める必要がある。そのため、劣化予測などを行う上で必要となる情報の整備などが今後は必要となる。</p> | | | | |
| 205 | <p>⑤ 維持管理体制の見直しと委託化の検討 管渠の維持管理だけではなく、水路の清掃や草刈りといった水路の維持管理も担当しているため、常時、管渠の点検や補修などの維持管理に携わることができない状況にある。このことが、対症療法的な対応となっている一因と考えられる。また、管渠の維持管理に係わる職員には、高度な専門的技術と経験が求められるが、職員の採用が</p> | <p>（措置計画） 限られた職員数及び財源のなかで、効果的に維持管理ができるように、外部委託化によるリスクの検討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。 （施設管理課）</p> <p>（措置状況） 下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、外部委託化によるリスクの検</p> | <p>（措置の方向性について） 維持管理体制の見直しと委託化については、平成22年4月に予定されている下水道と水道の組織の統合を契機に、類似した業務の統合や業務委託の実施を予定しており、維持管理体制の見直しと委託化が進められる予定であり評価できる。 （現時点での措置状況について）</p> | <p>（今後の方向性） 今後は、業務の効率化が図られるよう、委託の範囲についても検討してまいります。 （施設管理課）</p> | <p>●未措置 業務の効率化が図られるよう委託の範囲について検討するため、実施業務の棚卸、分析作業を進めております。 （下水道施設管理課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|-----------------------|-----------|
| | <p>抑制されている現状から、今後は技術継承が困難になることも予想される。そこで、長期的な視野を持って管渠の維持管理体制の充実を検討する必要がある。</p> <p>費用削減については維持管理に要するトータルコスト削減の観点から検討すべきである。</p> <p>そこで、維持管理体制の充実とトータルコストの削減に対応するため、管渠の維持管理業務の外部委託を検討することが有効である。外部委託により、職員が持つ技術、能力を最大限に活用し効果的な維持管理を実施することで管理水準の維持とともにトータルコストの削減も可能になるものと考えられる。</p> <p>維持管理業務の外部委託化に向けては、リスクの負担（市と委託先との</p> | <p>討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。なお、業務の一部について、外部委託化によるリスクを精査しながら、順次、外部委託を実施していく予定としております。</p> <p style="text-align: center;">（施設管理課）</p> | <p>組織の統合に向け、類似業務の洗い出し等が行われている。しかし、委託の検討に向け、実施業務の分析は行われていない。実施業務の棚卸、分析を実施し、業務の効率化が図られるよう、委託の範囲を検討すべきである。</p> | | |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|---|--|--|--|
| | リスクの負担関係）や効率化の効果などについて、十分に検討を行ったうえで判断する必要がある。 | | | | |
| 207 | <p>⑥ 維持管理に必要な情報の整備</p> <p>ライフサイクルコストを含めたトータルコストの削減に向けた維持管理計画を策定するためには、管渠の設計記録、点検結果や過去の修繕履歴などのデータの整備が必要である。現状では、これらのデータが整備されておらず、今後、点検結果などのデータを把握し整備することが必要である。データの整備に向けては、整備するデータの範囲とこれらのデータをどのように整備するのかを明確にすることが必要である。また、データの</p> | <p>（措置状況）</p> <p>過去の点検及び修繕履歴等の把握の必要性を認識しておりますが、これまで建設した下水道資産の量が膨大であることから、今後、維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、データ整備スケジュールを含め、維持管理に必要なデータの整備を検討してまいります。</p> <p>（施設管理課）</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に必要な情報の整理について、平成25年度に完成予定の下水道台帳の電子化に合わせ、修繕履歴を記録できる仕組みを取り入れる検討をしている。また、平成22年の調査区域については、修繕履歴を平成21年度中にデータベース化し、維持管理計画の策定に活用する予定である。これらは必要な情報の整備に関する認識があると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>データベース化が進め</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>今後は、必要な情報の整理を行い、修繕履歴等についてデータベース化していくなど、調査を補完し、情報の整備方策についても検討してまいります。</p> <p>（施設管理課）</p> | <p>●未措置</p> <p>現在整備している下水道台帳の電子化に併せ、今後、修繕履歴等のデータベース化など、データ整備の方法について検討してまいります。</p> <p>（下水道整備課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|--|---|
| | <p>整備には一定期間を要するものと思われるので、データ整備に向けたスケジュールの立案も必要となる。</p> <p>また、データの整備が進めば劣化予測なども可能になると考えられ、計画的な大規模修繕の実施など計画的な管渠の維持管理が可能となる。</p> <p>管渠の維持管理に視点をあてたマネジメントを行う上で、現在のデータの整備では不十分である。マネジメントに必要な不可欠なデータの範囲を検討し、データの整備を進める必要がある。</p> | | <p>られているが、どのような情報が必要であるかについては、現在検討を始めた状況である。平成22年度の調査開始を控え、早急に必要な情報の整理を行う必要がある。</p> <p>また、市の下水道総延長（平成20年度末）は約1,800kmであるため、調査区域に併せた情報のデータベース化では、整備に時間がかかり、アセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理の導入が遅れる可能性がある。このため、今後市内で実施される修繕についてデータベース化していくなど、調査を補完し、情報の整備が進む方策を検討する必要がある。</p> | | |
| 208 | <p>⑦ 劣化傾向の把握</p> <p>維持管理計画を策定するためには、管渠の状況に関するデータを整備</p> | <p>（措置計画）</p> <p>将来の管渠劣化を確実に予測することまでは困難ですが、今後、管渠の</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討し</p> | <p>●未措置</p> <p>22年度から開始した「管渠の現況調査」結果を参考にしながら、モデル地区を</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|--|---|--------------------------------|--|
| | <p>し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。管渠の劣化予測のためには、劣化モデルの予測式を理論的に導き出すことは困難であるため、まずは管渠の劣化傾向の把握から着手することが現実的である。現状のように、重度の損傷が発見された時点でその損傷箇所の修繕を実施する対症的な対応ではなく、今後は将来的に損傷が予想される箇所に対して、中長期的な視点に基づいた処置を施す予防保全的な維持管理を実施するためには、管渠のどの部分にどのような損傷がいつごろ生じるおそれがあるのかといった劣化傾向を把握しておく必要がある。</p> | <p>現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。 （施設管理課、業務課）</p> <p>（措置状況） 下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、今後、管渠の現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。 （施設管理課、業務課）</p> | <p>繕が必要な個所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言い難く、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。 （現時点での措置状況について） 上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成23年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要である。このため、平成22年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。</p> | <p>てまいります。 （施設管理課、業務課）</p> | <p>設定し劣化傾向を把握することについても検討してまいります。 （下水道整備課、下水道施設管理課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|---|---|---|--|
| 209 | <p>⑧ 受益者負担の検討 損益計算書の推移からもわかるとおり、現在の経営状況では純損失の解消が困難な状況である。また、管渠の老朽化に伴い、今後、維持管理費用の増加が予想される。したがって、計画的に大規模修繕を行うことで、ライフサイクルコストを削減するとともに修繕費の平準化に取り組むことが必要不可欠である。</p> <p>管渠の老朽化に伴い分流式下水道の汚水に関する資本費及び維持管理費も増加することが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要となる。そこで、下水道料金の検討にあたっては、分流式下水道の汚水に関する資本費と維持管理費について、修繕費のほかライフサイクル</p> | <p>（措置計画） 今後、増加が予想される維持管理費等が下水道の経営に影響を与えることから、下水道使用料など受益者への負担については、景気等社会的情勢も考慮して慎重に検討してまいります。</p> <p>（業務課）</p> <p>（措置状況） 現在の経営状況では純損失の解消が困難なことから、今後、管渠の老朽化に伴い維持管理に係る経費も増加することが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要ですが、景気等社会的情勢も考慮し、慎重に検討をすすめてまいります。</p> <p>今後、ライフサイクルコストの削減効果を把握するために、まず下水道資産の現況調査や予測作</p> | <p>（措置の方向性について） 受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p>（現時点の措置状況について） 今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではない</p> | <p>（今後の方向性） 対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。</p> <p>（業務課）</p> | <p>●未措置 今後、導入を検討しているアセットマネジメントの手法によりライフサイクルコストの最小化を図ることを前提としたうえで、適正な下水道事業の運営に必要な経費に対する受益者負担についても検討してまいります。</p> <p>（総務経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|---|---|
| | コストや更新に係る経費 など、今後、発生が予想 されるトータルコストを 基礎に検討することが必 要となる。また、今後、 市としてトータルコスト をどのように削減するの かといった方針を示すこ とが、下水道料金の検討 を行ううえでの前提とな る。 | 業を実施してまいりま す。 (業務課) | かと考える。 | | |
| 211 | 4. 施設管理の全体に関 する監査の結果 (1) 全庁的な視点にたっ た施設管理方針の策定 今後、財政状況が厳し さを増すなか、施設管理 は、全庁的な指針の下、 施設間の優先順位にも考 慮しながら、効率的、効 果的に施設の管理を行っ ていく必要がある。その ためには、全庁的な施設 管理の方針を示した施設 管理方針を策定すること が必要となる。 | (措置計画) 全庁的な施設管理の方 針を策定することは、公 共施設のライフサイクル コストの削減や施設更新 に係る支出の平準化等を 図る上で有効であると考 えられることから、方針 の策定に向けて検討して まいります。 (行財政改革推進課、建 築住宅課、教育委員会総 | (措置の方向性につい て) 全庁的な視点にたった 施設管理方針の策定につ いては、関係課において 修繕費用や問題点を整理 している段階であり、全 庁的な方針の策定の必要 性は認識されている。ま た、平成21年度中に施設 の所管課を中心に認識の 共有を図り、その後デー | (今後の方向性) 全庁的な施設管理の方針 を策定することは、公共施 設のライフサイクルコスト の削減や施設更新に係る支 出の平準化等を図る上で有 効であると考えられること から、方針の策定に向けて 検討するとともに、施設管 理体制の整備についても検 討してまいります。 なお、専門性の不足を補 | ●未措置 全庁的な施設管理体制の 整備については、アセット マネジメント推進に向けた 計画、進捗管理を一元的に 行う専任の体制を平成24年 度に設置する方向で検討し ております。 全庁的な施設管理方針の 策定については、まちづく り研究所において今年度中 に取りまとめる予定のアセ |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|--|---|---|---|
| | | <p>務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>庁内関係課において，アセットマネジメントの考え方を取り入れた全庁的な施設管理の方針の策定に向けた課題の整理を行っております。</p> <p>今後，方針の策定に向けた具体的な検討を実施する予定としております。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>タを収集する予定とのことであり，取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>（現時点の措置状況について）</p> <p>まちづくり研究所（岩手県立大学との連携）の平成22年度の研究テーマとしてアセットマネジメントの導入が取りあげられ，全庁的な取り組みにつながると考えられる。しかし，全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p> | <p>うため，まちづくり研究所と連携してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>ットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）</p> |
| 212 | <p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定</p> <p>将来にわたって，各年度の維持管理費や更新費</p> | <p>（措置計画）</p> <p>(1)における方針策定とともに，施設の維持管理</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>施設管理に係る中長期</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>実効性のある計画となるよう留意しながら，必要な</p> | <p>●未措置</p> <p>施設管理に係る中長期的計画の策定については，ま</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|--|--|
| | <p>用など施設関連費用が、どのように発生するかを、財務シミュレーションなども用いて予想するとともに、費用の縮減と平準化のための方策を検討したうえで、施設の維持管理に関する中長期計画を策定する必要がある。施設の老朽化に対応するためには、計画的、戦略的な施設関連費用の縮減と平準化を検討する必要がある。</p> | <p>に関する中長期計画の策定に向けて検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、中長期計画の策定についても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>計画の策定については、（1）にある維持管理方針の策定に合わせ、予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく、確実に実施するためには、予算との連携が必要であり、取り組みは評価できる。今後は、施設関連費用を縮減するとともに、中長期にわたる費用の平準化を図り、市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>現状では、計画策定に必要なデータの種類が明確でなく、データそのものも不足し、シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か、早急に、整理する必要がある。</p> | <p>データの精査，収集等も含め，計画の策定に向けた検討を継続してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>ちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|---|---|
| 215 | <p>(4) 固定資産台帳の整備 現在、全国の自治体 で、公会計制度改革が推 進されている。今回の公 会計制度改革では、資 産、債務管理の充実のた めに固定資産台帳の整備 が求められており、盛岡 市としても早急に、固定 資産台帳の整備に取り組 むべきである。施設の管 理について、マネジメン トの発想が欠如している 理由として、施設に関す る財務情報の不足が挙げ られる。現在の官庁会計 では、施設の取得価額や 減価償却費を含めた維持 管理費を把握することが できず、そのことが、施 設のマネジメントを行う 上での大きな障害となっ ている。 固定資産台帳の整備を進 めるにあたっては、財政 課など財務情報を所管す る部署のほか、実際に施</p> | <p>(措置計画) 公会計の整備につい ては、H20年度決算から財 務書類を作成する予定と している。その中で全庁 的な取り組みが必要とな るので、その進め方につ いて検討してまいりま す。 (財政課)</p> <p>(措置状況) 公会計の整備につい ては、平成21年度は決算統 計情報等を活用し財務書 類を作成し、固定資産台 帳整備を平成22年度にか けて段階的かつ計画的に 整備することとしてお り、公会計制度改革庁内 プロジェクトチームを立 上げ、台帳整備を行って おります。 (財政課)</p> | <p>(措置の方向性につい て) 固定資産台帳の整備に ついては、現在、公会計 制度改革への対応とし て、台帳整備に向け、庁 内プロジェクトチームを 立ち上げ検討しており、 作成に向け取り組んでい ると評価できる。 (現時点での措置状況に ついて) 台帳作成に向け取り組 んでいる状況であるが、 台帳は整備することも大 切であるが、活用してこ そ意味があるものであ る。このため、作成にお いては、活用を念頭に置 き、必要に応じ専門的な 知識を有する者に助言を 求めるべきである。</p> | <p>(今後の方向性) 公会計の整備につい ては、平成22年度から取組 むこととしている盛岡市自 治体経営方針及び実施計画 に、公会計制度改革、資 産・債務改革による健全な 財政運営の推進を指針に掲 げ、24年度までに整備を行 うこととされています。 固定資産税台帳は公会計 制度改革庁内プロジェクト チームにより、段階的かつ 計画的に整備することとし ております。 整備した台帳の活用につ いては、岩手県と共同で実 施している「財政情報の『 見える化』推進研究会」等 の取り組みを参考に、活用で きる台帳整備に努めてまい ります。 (財政課)</p> | <p>●未措置 資産台帳の整備につい ては、平成21年度に關係課で 意見交換を行っており、平 成23年度中に關係課でプロ ジェクトチームの立ち上げ を行い、段階的に整備を行 う予定としております。 (財政課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|--|--|--|
| | 設の維持管理を行っている部署も含めたプロジェクトチームを編成し、施設の維持管理に利用可能な台帳を整備する必要がある。 | | | | |
| 216 | <p>(5) 施設に関する情報の整備</p> <p>施設管理にマネジメントの考え方を導入するためには、固定資産台帳の整備による財務情報の整備に加えて、施設に関する非財務情報の整備も必要である。現在、施設的设计、建築方法や過去の修繕の状況などの非財務情報の多くは、電子データ化されていない状態で各課が保管しているが、電子データとしてデータベース化した上で、一元管理することが必要である。</p> | <p>(措置計画)</p> <p>固定資産台帳を整備する過程で、施設管理に伴う建築方法や過去の修繕の状況などの情報の集約方法等についても、所管各課と協議し検討してまいります。</p> <p>(財政課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、整備計画の中に取り込むことができるかどうかを含め、内部協議中です。</p> <p>(財政課)</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>施設に関する情報の整備については、固定資産台帳の整備に合わせ、整備ができるかどうかを検討中である。全庁的にマネジメント進めていくためには、施設管理に責任を持つ部署を決定したうえで、データとして一元管理できるようにすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>関係課で意見交換を行っており、翌年度からプロジェクトの立ち上げを予定している。</p> | <p>(措置計画)（今後の方向性）</p> <p>公会計の整備については、平成22年度から取り組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産台帳は段階的かつ計画的に整備することとしており、整備計画の中に取り込むことができるかどうかを含め、全庁的な施設管理の方針の策定や整備の在り方の検討と併せ、非財務情報の整備も検討してまいります。</p> <p>(財政課)</p> | <p>●未措置</p> <p>資産台帳の整備については、平成21年度に関係課で意見交換を行っており、平成23年度中に関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に土地台帳及び建物や備品等の棚卸しを行い、平成24年度までに整備を行う予定としています。</p> <p>(財政課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|--|--|---|---|
| 217 | <p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取り組み</p> <p>現在、盛岡市の施設管理は、不具合の箇所に対症療法的な手法で対応しているが、今後は、施設の長寿命化を図ることが必要である。老朽化が進んだ施設に対して大規模修繕を行い長寿命化を図ることで、将来の修繕費などの維持管理費を削減するとともに、更新費用の発生を繰り延べることで、施設のライフサイクルコストの縮減が可能である。施設毎に、どのように大規模修繕を行うことがライフサイクルコストの最少化に効果的なのかの検証を行う必要がある。</p> | <p>(措置計画)</p> <p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて、検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、ライフサイクルコストの縮減についても検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方はなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全庁的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全庁に考え方を示すべきである。</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>ライフサイクルコスト縮減に向けた取り組みについては、まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>(行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|---|---|---|
| 219 | <p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し</p> <p>盛岡市では、施設管理に関する規則として、「市有建築物保全計画実施要綱」（以下、「要綱」）が設けられている。第2 監査の結果</p> <p>1. 共通事項 (5)盛岡市の施設管理の現状で指摘したとおり、「要綱」が対象とする建築物には、庁舎や市営住宅などは含むが、その一方で、学校（市立高校は除く）や下水道部管理施設は対象外とされている。そのため、「要綱」において対象外とされた建築物については、施設管理に関する規定が整備されていないのが現状である。したがって、「要綱」で対象外とされている施設についても、先に説明した施設管理方針にしたがっ</p> | <p>(措置計画)</p> <p>指摘のありました対象建築物などの拡大等、施設管理方針の全庁的検討結果に合わせた要綱の見直しを検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理方針の検討結果後に、施設管理方針の内容に沿うように、要綱の見直しを行います。</p> <p>(建築住宅課)</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポートする必要がある。</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p> | <p>●未措置</p> <p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の策定後に行います。</p> <p>なお、全庁的な施設管理方針の策定等に向けて積極的に協力するとともに、技術的な側面からサポートしております。</p> <p>(建築住宅課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|--|--|--|
| | た規定の整備が必要である。また、現在の「要綱」についても施設管理方針に沿った見直しが必要である。 | | | | |
| 220 | <p>(9) 施設の点検、評価の充実</p> <p>施設の安全性を継続的に維持するためには、不具合の箇所を発見し、これに対症的に対応するだけでなく、予防保全的な観点から施設の点検、評価を行うことが必要である。また、予防保全的な点検、評価により、施設の長寿命化につなげることも可能である。現在行われている安全性に重点を置いた点検、評価に加えて、予防保全的な観点からの点検、評価についても点検項目として加えるべきである。</p> | <p>(措置計画)</p> <p>現在、各施設で、消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時点検、調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検、評価に加え、予防保全的な観点からの点検項目の追加等も検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、予防保全的な観点からの点検についても検討してまいります。</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>施設の点検、評価の充実については、消防法や建築基準法に基づいた安全性に重きを置いた点検のみを実施している状況であり、取り組みは進んでいない。アセットマネジメントの考え方では、安全性はもちろん、予防保全的な点検が必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>下水道課や教育委員会においては、今回の指摘に基づき、安全性に力点をおいた検査項目が検討</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>予防保全的な観点からの点検項目の追加等も引き続き検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> | <p>●未措置</p> <p>予防保全的な観点からの点検項目の追加等については、まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>(行政経営課、建築住宅課教育委員会総務課、総務経営課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|---|--|---|
| | | （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課） | されており，これらを参考に予防保全的な項目としてどのような項目を盛り込むかを早急に決定すべきである。 | | |
| 221 | <p>(10) 安全点検の実施とその対応</p> <p>今回の包括外部監査において，具体的な検証の対象とした小中学校施設及び下水道施設では，いずれにおいても点検の結果，施設に問題があるとされたにも関わらず，修繕などの措置が行われていないものが発見された。点検の結果，問題があると指摘された箇所は，いずれも市民の安全性に被害が及ぶ可能性を含んでいる。指摘箇所については，安全上，問題が生じないように早急に措置を講ずる必要がある。</p> <p>また，小中学校施設及び</p> | <p>（措置計画）</p> <p>小中学校施設及び下水道施設で指摘された事項につきましては，修繕計画を立て，早期に措置します。</p> <p>また，それ以外において，点検結果の措置状況を確認するとともに，措置が行われていないものがある場合は，適切に措置してまいります。</p> <p>なお，措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>安全点検の実施とその対応について，安全性に課題があるものについては，早急に対処すべきであり，対処がやむを得ず遅れる場合には，利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると，他の部局においても同様のケースがあると考えられる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> | <p>（措置計画）</p> <p>法令に基づく定期的な施設点検のなかで，点検結果の措置状況を順次確認し，措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。</p> <p>措置の状況の公表について，今後検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>●未措置</p> <p>法令に基づく定期的な施設点検の結果，措置が行われていないものがあった場合は適切に措置しております。</p> <p>また，措置の状況の公表については，全庁的な施設維持管理体制の整備と併せて検討を進めることとしております。</p> <p>（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|--|-----------------------|-----------|
| | <p>下水道施設以外にも、点検の結果、問題点が指摘されているにも関わらず、措置が行われていないものが、ないかどうかを確認し、措置が行われていないものがあれば、早急に措置を講ずる必要がある。</p> | <p>小中学校施設の点検で指摘された事項については、教育委員会内で修繕計画を立てたところですが、予算の確保をしながら措置してまいります。</p> <p>下水道施設で指摘された7項目のうち、菜園分区の一部と仁王田圃分区については平成19年度に対処済みであり、都南中央分区については平成20年度に対処しております。残りの項目についても、適時に措置していきます。</p> <p>その他の施設についても、法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認し、措置が行われていないものがあつた場合は適切に措置してまいります。なお、市の公共施設における修繕等のあり方につきましては、全庁的な施設管理の方針の策</p> | <p>教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p> | | |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|---|---|--|
| | | <p>定に向けた検討と併せて、より効果的な実施方法を検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | | | |
| 222 | <p>(11) 建設当初におけるライフサイクルコストを考慮した建設</p> <p>施設の長寿命化を図り，ライフサイクルコストの縮減を進めるためには，建設時からライフサイクルコストの縮減を考慮した設計，建設を行うことが重要である。</p> <p>施設の建設にあたっては，設計，建設時にライフサイクルコストの縮減への考慮が十分になされているかどうかをチェックする仕組みを導入すべきである。</p> | <p>（措置計画）</p> <p>これまでも，施設の建設にあたっては，設計，建設時に事業費の縮減やランニングコストについて考慮してまいりましたが，今後は，ライフサイクルコストの縮減と縮減への考慮が十分なされているかチェックする仕組みの導入について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> | <p>（措置の方向性について）</p> <p>建設当初におけるライフサイクルコストを考慮した建設については，現在，全庁的な維持管理方針の策定に向け，関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり，特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的，効率的に実施するためには，施設の建設時に，維持管理方針に基づいたライフサイクルコストの縮減を考慮することが必要である。</p> | <p>（今後の方向性）</p> <p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて，ライフサイクルコストの縮減をチェックする仕組みの導入について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>●未措置</p> <p>ライフサイクルコストの縮減をチェックする仕組みについては，まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|---|--|---|---|
| | | <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、ライフサイクルコストの縮減や縮減についてチェックする仕組みについても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>（現時点の措置状況について）</p> <p>特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p> | | |
| 223 | <p>(12) 耐用年数の設定</p> <p>施設管理に係る中長期計画を策定するためには，施設毎の耐用年数を設定することが必要である。既存の施設について耐用年数の設定を行うとともに，現時点での経過年数を把握する必要がある。また，新たに建設する施設についても，耐用年数を設定し，施設の中</p> | <p>(措置計画)</p> <p>施設の新設，改修，中長期計画の策定などを行う際には，その施設の構造，用途にあった耐用年数の設定を行い，施設の中長期的な施設管理計画の策定に役立ててまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>耐用年数の設定については，現在，全庁的な維持管理方針の策定に向け，関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり，特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには，施設の</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて，施設の耐用年数の設定について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>●未措置</p> <p>耐用年数の設定については，まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|---|--|--|---|--|
| | 長期の管理に役立てるべきである。 | （措置状況） 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、耐用年数の設定についても検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課） | 耐用年数を設定する必要があるため，維持管理方針の策定に併せ，耐用年数の設定を行うべきである。 （現時点での措置状況について） 特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。 | | （行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課） |
| 225 | （13）施設管理体制の充実 施設管理方針の策定に伴い，全庁的に統一した方針のもと施設管理を行っていくことに対応し，施設管理体制の充実が必 | （措置計画） アセットマネジメントに関する市の対応について検討を進めながら，体制の整備のあり方についても検討してまいります。 | （措置の方向性について） 財政課，管財課，建築住宅課，行財政改革推進課の4課によるアセットマネジメント導入に向けた協議が行われている。施 | （今後の方向性） 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて，施設管理体制の整備のあり方についても検討してまいります。 （行財政改革推進課，職員 | ●未措置 全庁的な施設管理体制の整備については，アセットマネジメント推進に向けた計画，進捗管理を行う専任の体制を平成24年度に設置する方向で検討しておりま |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

| 報告書 頁 | 平成20年度包括外部監査 での指摘事項等 | 20年度措置計画及び それに対する措置状況 | 左に対する監査の結果 | 21年度措置計画 または今後の方向性 | 措置状況（担当課） |
|----------|--|--|---|--------------------------------------|---|
| | <p>要である。管財課や建築住宅課といった施設管理に直接関連する部署や財政課など財務情報に係る部署が連携し、施設を資産としてマネジメントできる体制を構築する必要がある。</p> | <p>（行財政改革推進課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて，施設管理体制の整備のあり方についても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>設管理に係る部署に加え，財政課が加わっており，施設を資産として捉え，アセットマネジメントの導入に向けた検討に着手しており，評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>現在，全庁的な維持管理方針の策定に向け，修繕費用や問題点を整理している段階であり，特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p> | <p>課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> | <p>す。</p> <p>（行政経営課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，総務経営課）</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

2 平成20年度の指摘事項に関する措置状況について（第3 意見 2 公金の不適切な処理について）

| | | | | | |
|------------|--|---|--|---|---|
| <p>236</p> | <p>(f)固定資産台帳の整備 自治体では公会計制度改革が進められており、盛岡市においても、固定資産台帳を整備することが急務である。</p> | <p>(措置計画) 公会計の整備については、平成20年度決算から財務書類を作成する予定としている。その中で全庁的な取り組みが必要となるので、その進め方について検討してまいります。</p> <p>(平成21年9月末の措置状況) 公会計の整備については、平成21年度中に財務書類を作成することとしており、固定資産台帳整備については平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、公会計制度改革庁内プロジェクトチームを立ち上げ、台帳整備を行っております。</p> | <p>(措置の方向性について) 公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討を予定している。</p> <p>固定資産台帳の整備にあたっては、その利用方法についても十分に検討し、現品との突合が可能な固定資産台帳を整備する必要があります。</p> <p>(現時点での措置状況に</p> | <p>(今後の方向性) 公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めて参ります。</p> <p>(財政課)</p> | <p>●未措置 平成23年度においては、平成21年度、22年度に引き続き総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表するほか、固定資産台帳の整備については関係課でプロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備を行う予定としています。</p> <p>(財政課)</p> |
|------------|--|---|--|---|---|

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

| | | | | | |
|-----|--|--|---|---|--|
| | | | <p>ついて)</p> <p>平成21年度では、総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表したほか、固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備に取り掛かった点は評価できる。</p> | | |
| 237 | <p>(g)実査の実施</p> <p>情報セキュリティーの観点からも、一定の時点で、固定資産台帳と現物との突合を行う必要がある。具体的には、パソコン等の固定資産には、購入時に固定資産番号が記されたシールを添付し、一定の時点毎(通常は、年度末の1回か、9月末との年2回程度)に固定資産台帳に記入された固定資産番号を基に、台帳と現物との一致を確認すべき</p> | <p>(措置計画)</p> <p>今後、備品台帳と現物との突合の方法について検討してまいります。</p> <p>各課の課長等は、会計課が出力した当該年度に購入した備品一覧表に基づき、現品を突合のうえ会計管理者へ報告するものとします。</p> <p>会計管理者は、各課長等からの報告結果を受けて、その中から抽出して備品台帳と現品の突合をするものとします。</p> | <p>(措置の方向性について)</p> <p>措置計画によれば、各課で、備品一覧表と現品の突合を行うとされている。平成21年度中に、固定資産番号が記されたシールの備品への添付や備品一覧表の作成が進められている。</p> <p>なお、実査の対象は、前年度に購入されたものだけではなく、全ての備品を対象とすべきである。</p> | <p>(今後の方向性)</p> <p>各課等による備品一覧と現物の確認を平成21年6月から実施し、各課等による確認を了した部署から抽出して22年2月に会計課も実査を行っており、今後も継続してまいります。</p> <p>全ての備品について備品一覧の整理と備品シールの添付が終わった段階で、一定時点毎の確認に係る制度化を検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p> | <p>●未措置</p> <p>資産台帳の整備については、平成21年度に関係課で意見交換を行っており、平成23年度中に関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に土地台帳及び建物や備品等の棚卸しを行い、平成24年度までに整備を行う予定としています。</p> <p>(会計課)</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

| | | | | | |
|-----|--|--|---|--|--|
| | <p>である。実際の一致の確認は各課で行い、確認の結果を会計課に報告する方法が考えられる。また、会計課としても、いくつかの部署を選び、実際に実査を実施することが、効率的で効果的である。</p> | <p>（平成21年9月末の措置状況） 年度内に購入した全ての備品を調査の対象とすることから、出納整理期間終了後の6月上旬に各課照会を行い、6月末までには現品の抽出確認を実施することとします。ただし、平成20年度分については、今年度中に各課への照会を実施し、その中から抽出して現品の確認を行うものとして、準備を進めております。</p> | <p>（現時点での措置状況について） 措置が進められている。</p> | | |
| 245 | <p>（c）会計制度の整備 今回の公会計制度改革を契機に、速やかに固定資産台帳など資産、債務に関する情報を整備し、また複式簿記の導入に向けても迅速に取り組む必要がある。</p> | <p>（措置計画） 本市においてもH20年度決算から公会計制度改革に取り組み財務書類を作成する予定となっていることから、その手法について、検討してまいります。</p> | <p>（措置の方向性について） 公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、</p> | <p>（今後の方向性） 公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに、複式簿記の導入に向け取り組んでまいります。</p> | <p>●未措置 資産台帳の整備については、平成21年度に関係課で意見交換を行っており、平成23年度中に関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に整備を行う予定としております。</p> |

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

| | | | | | |
|--|--|---|---|--------------|--------------|
| | | <p>（平成21年9月末の措置状況）</p> <p>平成21年度は財務書類を作成し、固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、公会計制度改革庁内プロジェクトチームを立ち上げ、台帳整備を行っております。</p> | <p>平成24年度までに整備を行うこととされている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>平成21年度は、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。</p> | <p>（財政課）</p> | <p>（財政課）</p> |
|--|--|---|---|--------------|--------------|